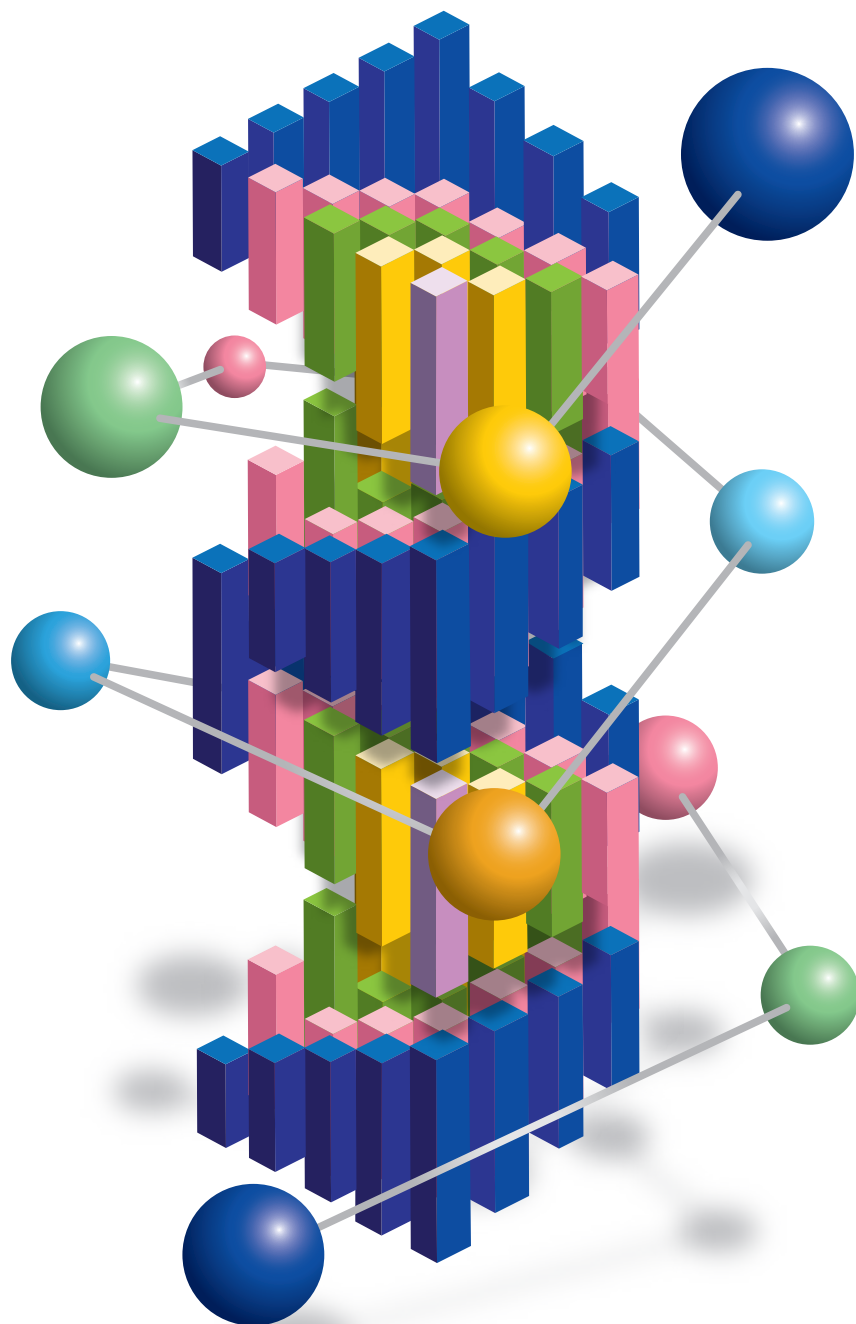


目で見える日本の地方財政

地方財政の状況

平成20年版 地方財政白書ビジュアル版(平成18年度決算)



総務省

地方財政の役割

..... 1

地方財政の現状

平成18年度決算の概況	4
決算規模	5
決算収支	5
歳入	6
1. 歳入内訳の構成	6
2. 歳入内訳の推移	7
3. 地方税	8
4. 地方交付税	11
歳出	13
1. 目的別分類	13
2. 性質別分類	16
財政構造の弾力性	19
1. 経常収支比率	19
2. 実質公債費比率及び起債制限比率	20
地方財政の借入金残高	21
1. 地方債現在高の推移	21
2. 地方財政の借入金残高	22
地方公営企業	23
1. 地方公営企業が占める割合	23
2. 地方公営企業の事業数	24
3. 決算規模	24
4. 経営状況	25

地方財政の動向と課題

1. 地方分権改革の推進	26
2. 行政改革の推進	28
(1) 集中改革プラン	28
(2) 行政改革の更なる推進	28
3. 地方財政健全化の推進	31
(1) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律等	31
(2) 地方公会計改革と情報開示の推進	36

地方財政の役割

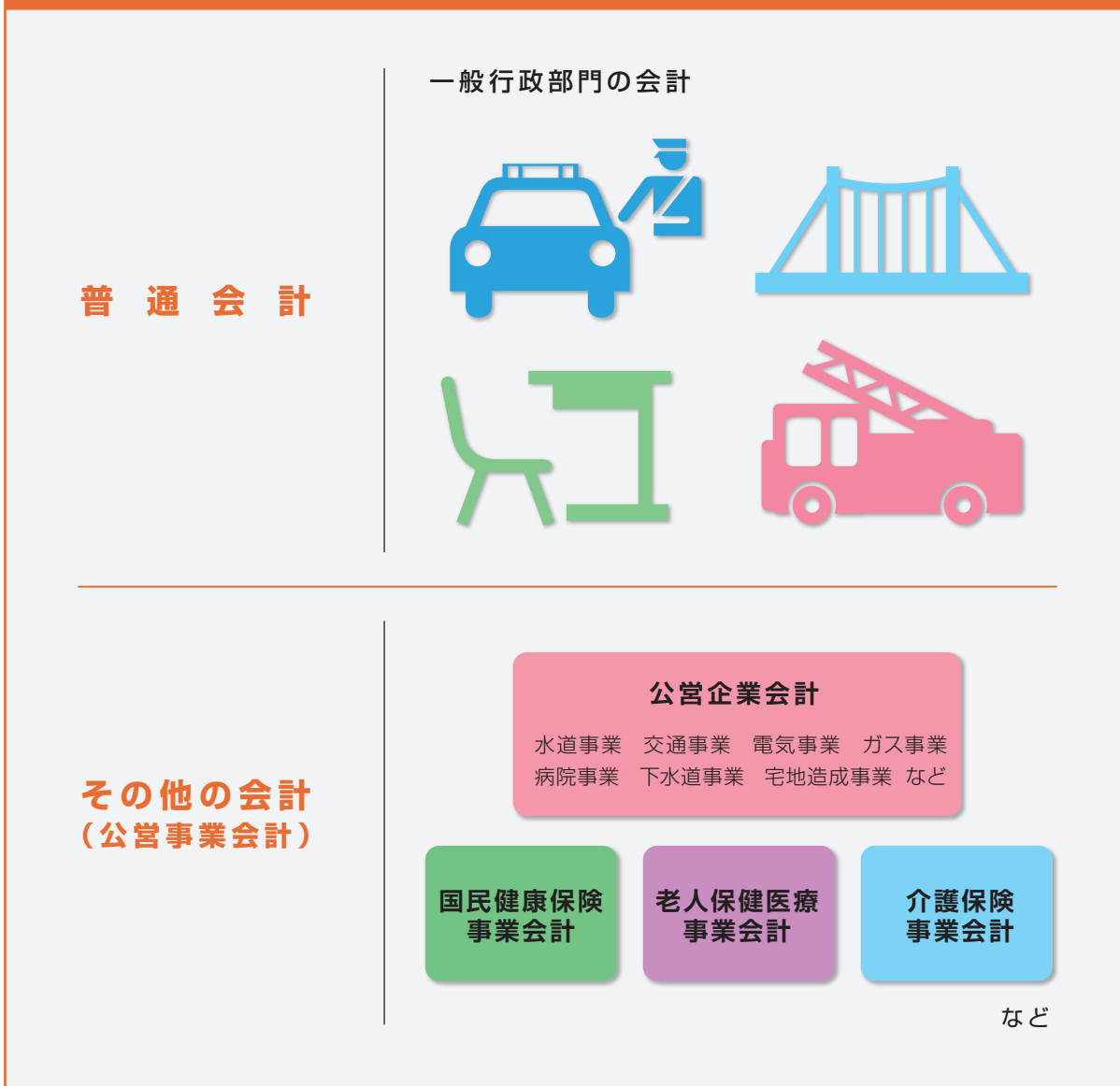
都道府県や市町村は、学校教育や福祉・衛生、警察・消防、道路、下水道などの整備といったさまざまな行政分野の中心的な担い手であり、国民生活に大きな役割を果たしています。

ここでは、個々の地方公共団体の財政の集合である地方財政について、普通会計を中心として、平成18年度の決算の状況、地方公共団体の財政健全化への取組などを紹介していきます。

[地方公共団体の会計の決算統計上の分類]

地方公共団体の会計は、一般会計と特別会計に区分経理されていますが、各団体の会計区分は一律ではないため、決算統計では地方公共団体全体の財政の状況を明らかにするとともに地方公共団体相互間の比較を可能とする観点から、統一的な方法により、一般行政部門の会計を普通会計として整理し、その他の会計(公営事業会計)と区分しています。

地方公共団体の会計

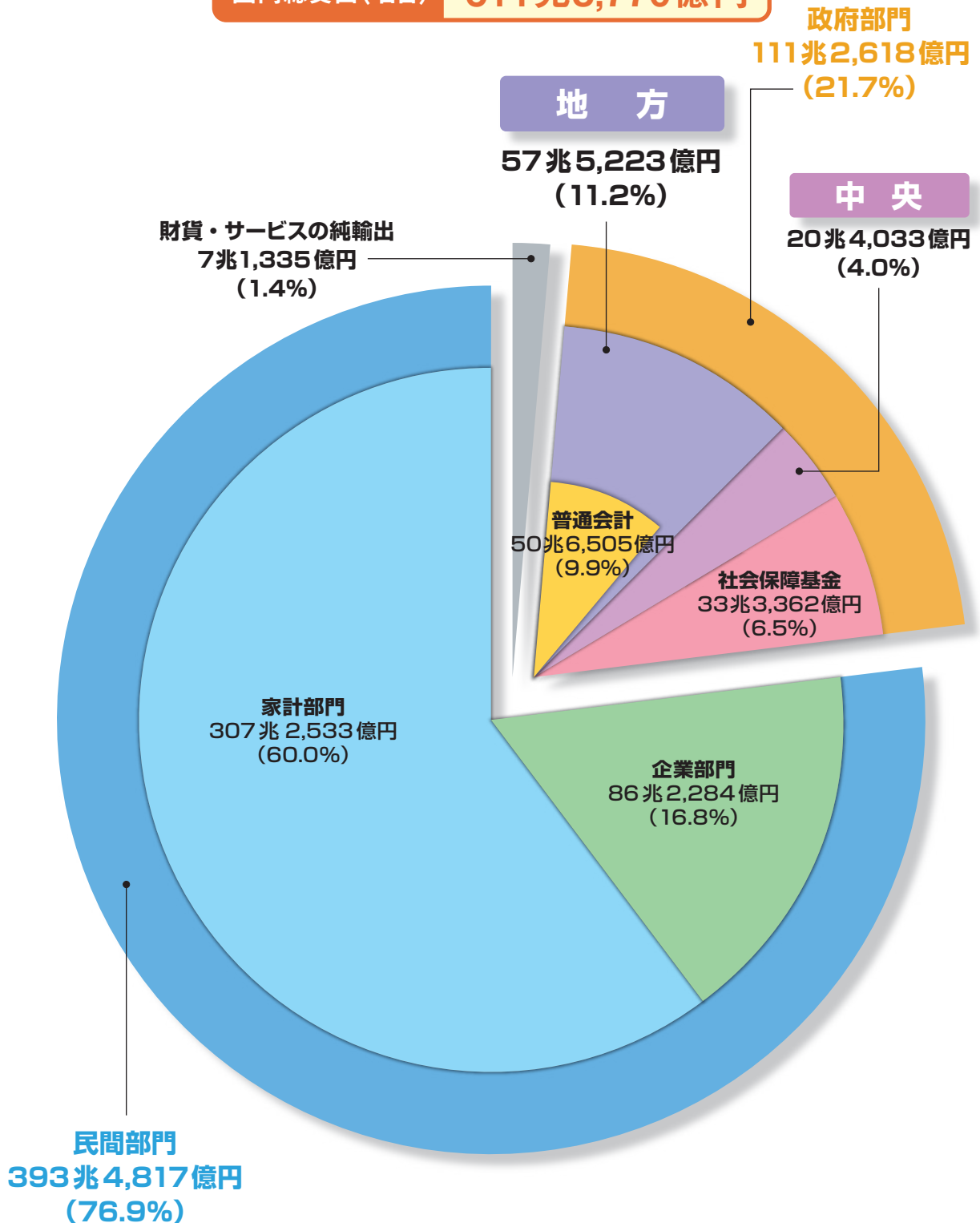


[地方財政の規模は、国の財政に比べてどの程度なのでしょうか?]

地方財政の規模を国内総支出に占める割合でみると、地方政府部門が11.2%を占めており、中央政府の約3倍となっています。

国内総支出と地方財政

国内総支出(名目) **511兆8,770億円**



地方財政の役割

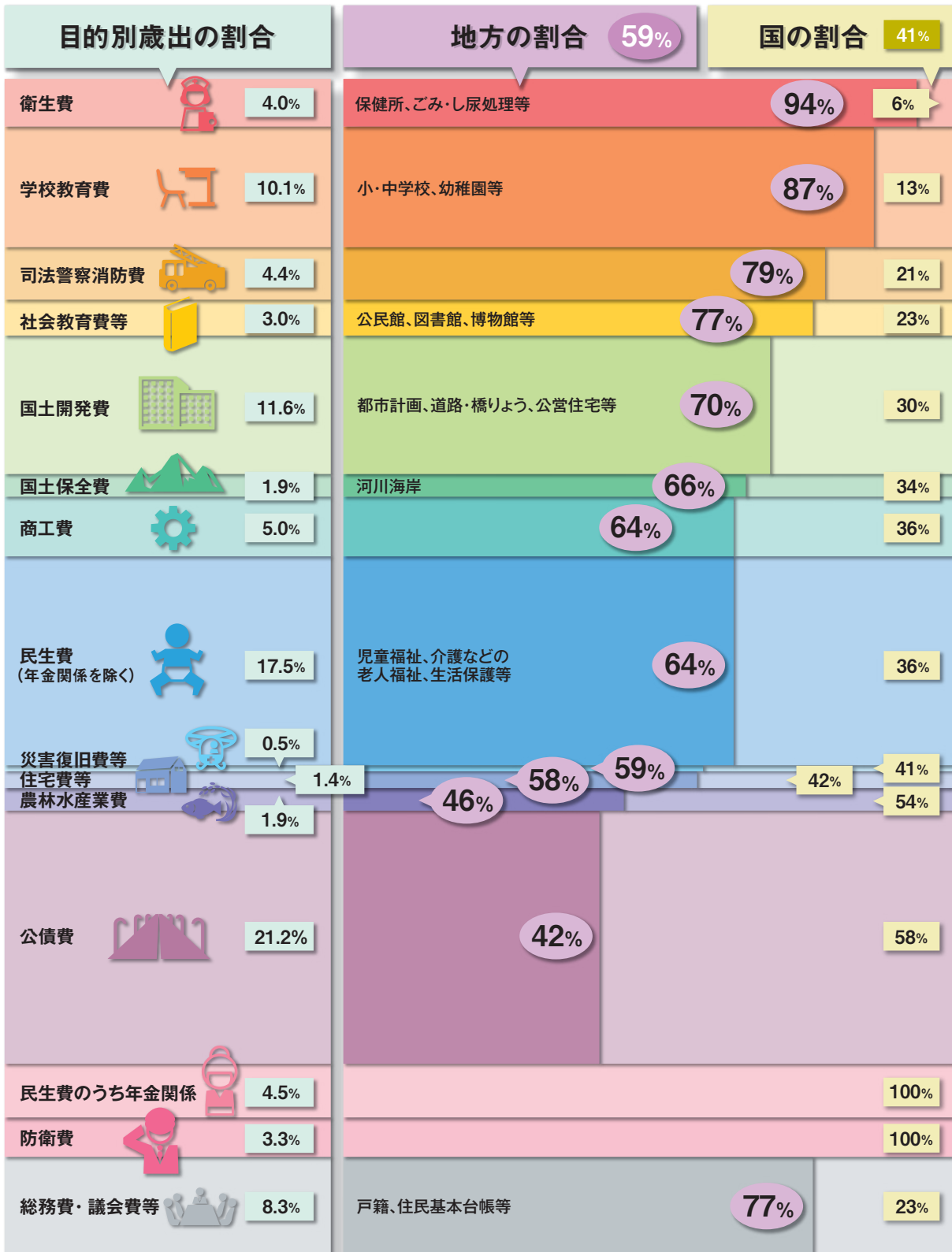
地方財政の現状

地方財政の動向と課題

[どのような分野で地方の歳出割合が高いのでしょうか?]

国と地方を通じた歳出のうち、地方の歳出の割合が高いのは、主に、衛生、学校教育、社会教育、警察・消防などの日常生活に関係の深い分野です。

国と地方の主な目的別歳出の割合 (最終支出ベース)



地方財政の現状

平成18年度決算の概況

厳しい財政状況の中、大幅な歳出削減(7年連続の減少)

1 歳出 歳出削減の継続

歳出総額は7年連続減少の89兆2,106億円。

生活保護世帯数の増加、児童手当に係る制度改正(支給対象年齢の引き上げ)等の歳出増要因が多い中で、職員給(対前年度比1.9%減)、投資的経費(同6.5%減)等について大幅な歳出削減。

2 歳入 歳入の減少

歳入総額は7年連続減少の91兆5,283億円。

地方税(対前年度比4.9%増)、地方譲与税(同101.7%増)等が増加する一方、地方交付税(同5.7%減)、国庫支出金(同11.5%減)等が減少。

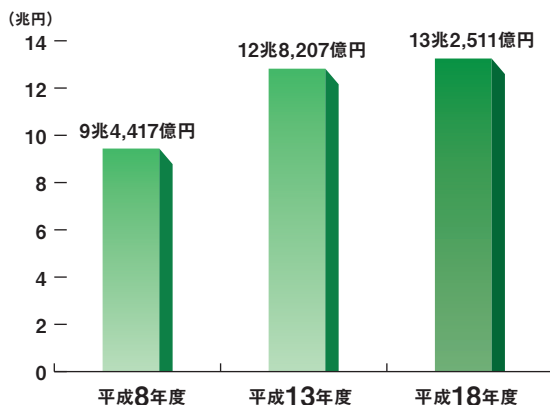
3 公債費・地方債現在高 依然として高い水準で推移

公債費は平成13年度以降13兆円から14兆円で推移。

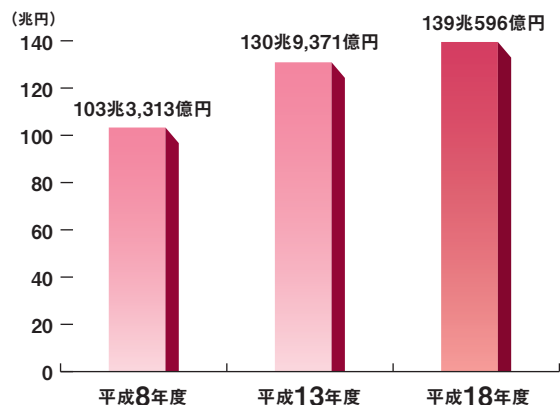
地方債現在高は平成13年度以降130兆円から140兆円で推移。

ともに10年前(平成8年度)と比べ大幅な増加。

■ 公債費の推移



■ 地方債現在高の推移



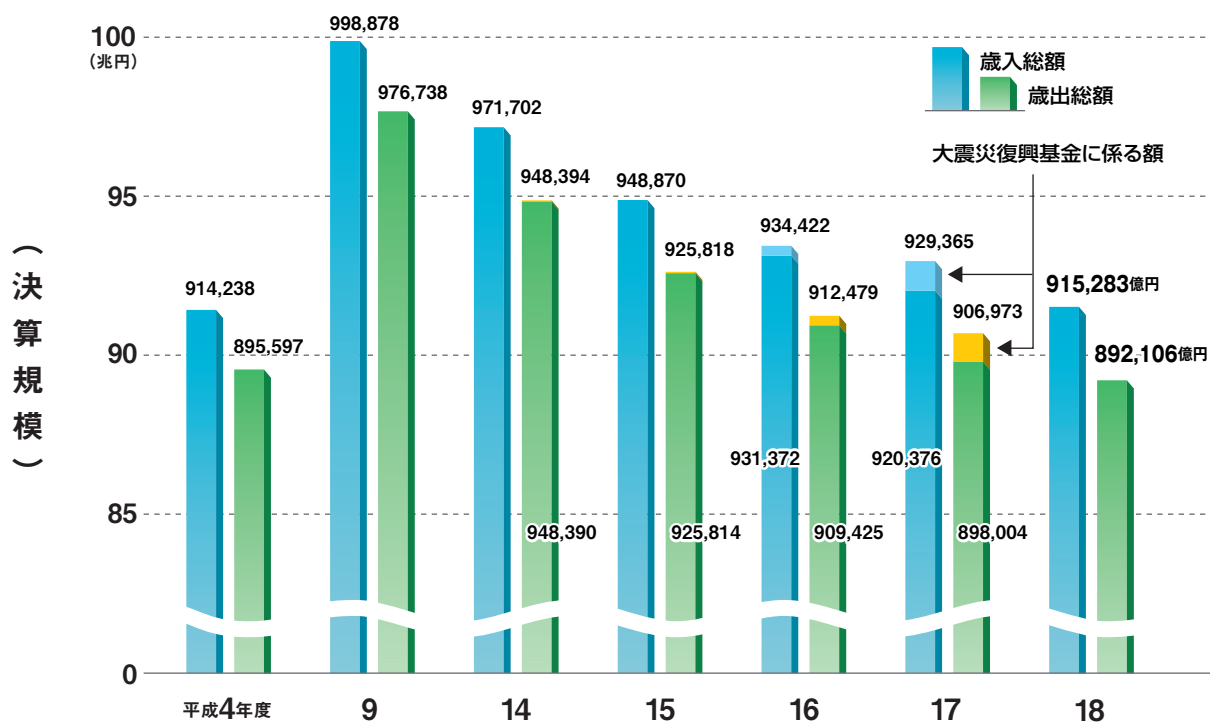
4 財政構造の弾力性 経常収支比率は高止まり

財政構造の弾力性を示す経常収支比率は前年度と同率の91.4%。

10年前(平成8年度)と比べ6.6%ポイント上昇。

決算規模

決算規模は、歳入における地方交付税及び国庫支出金の減少、歳出における人件費及び普通建設事業費を中心とする投資的経費等の減少により、歳入、歳出ともに7年連続で減少しています。なお、大震災復興基金に係る特殊要因を除いた歳入、歳出は前年度をそれぞれ5,093億円、5,898億円下回っています。



(注) 下段は大震災復興基金に係る特殊要因を除いた額

決算収支

実質単年度収支が2年連続で黒字となっているものの、単年度収支とともに黒字額が昨年度より減少しています。

区分	決算額		赤字の団体数	
	18年度	17年度	18年度	17年度
実質単年度収支	4,239億円	4,292億円	750(1,446)	923(1,693)
単年度収支	2,204億円	2,370億円	768(1,445)	876(1,644)
実質収支	1兆5,245億円	1兆3,164億円	25 (27)	26 (28)

(注1) 実質単年度収支：単年度収支に、財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額を加え、財政調整基金の取崩し額を差し引いた額
 単年度収支：当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額

実質収支：歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額

(注2) 赤字の団体数は、一部事務組合及び広域連合を含みます、()内は、一部事務組合及び広域連合を含む団体数。

(注3) 平成18年度の赤字の団体には、打切り決算により赤字となった1一部事務組合等が含まれている。

歳入

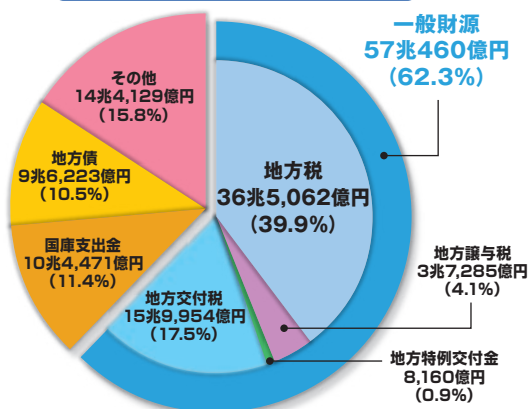
[行政活動のためのお金は、どこから来ているのでしょうか?]

1 歳入内訳の構成

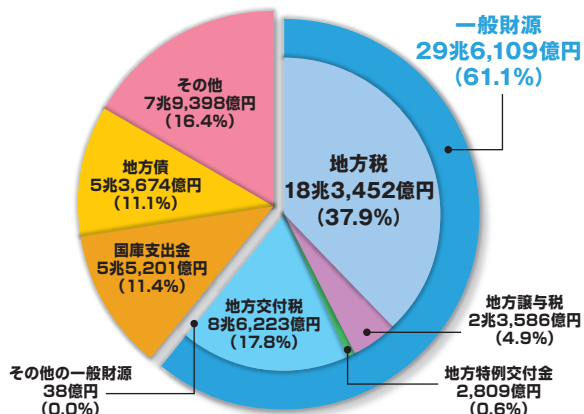
地方公共団体の歳入に占める割合は、地方税(約3分の1)、地方交付税、国庫支出金、地方債の順になっています。

歳入内訳の構成 (平成18年度決算)

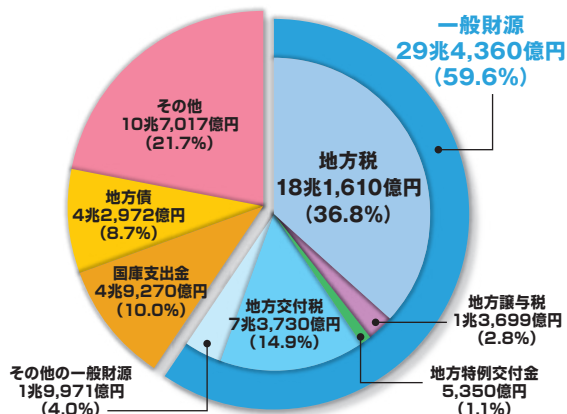
純計 91兆5,283億円



都道府県 48兆4,382億円



市町村 49兆3,619億円



一般財源

地方税や、地方交付税のように、用途が特定されていない財源を一般財源と呼んでいます。ここでは、地方税、地方譲与税、地方特例交付金及び地方交付税等の合計額を一般財源として扱っています。地方公共団体が、さまざまな行政ニーズに適切に対応するためには、この一般財源の確保が極めて重要になります。

- * **地方譲与税** 国税として徴収され、地方公共団体に譲与される税で、地方道路譲与税などがあります。
- * **地方特例交付金** 恒久的な減税に伴う地方税の減収の一部の補てんや、国庫補助負担金の見直しに伴う国から地方公共団体への交付金で、地方税の代替的性格を有する財源です。
- * **地方交付税** 国税5税の一定割合の額で、地方公共団体の税源の不均衡を調整し、どの地域においても一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するための地方共有の固有財源です(詳しくは11ページをご覧ください)。
- * **国庫支出金** 国が用途を特定して地方公共団体に交付する資金の総称です。
- * **地方債** 地方公共団体の債務のうち、その履行が一般会計年度を超えて行われるものを指します。

(注1) ここでは普通会計を中心に扱います(上下水道、交通、病院などの「公営企業」は、23ページで紹介します)。

(注2) 各項目についての計数は、表示単位未満を四捨五入したものです。したがって、その内訳は合計と一致しない場合があります。

2 歳入内訳の推移

歳入総額に占める地方税、地方譲与税の割合が増加する一方、地方交付税、国庫支出金、地方債の割合が減少傾向にあります。

全国

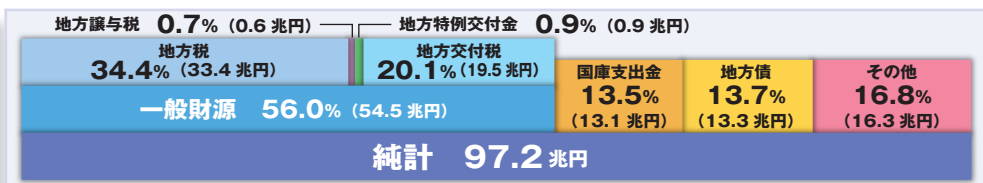
平成
4
年度



平成
9
年度



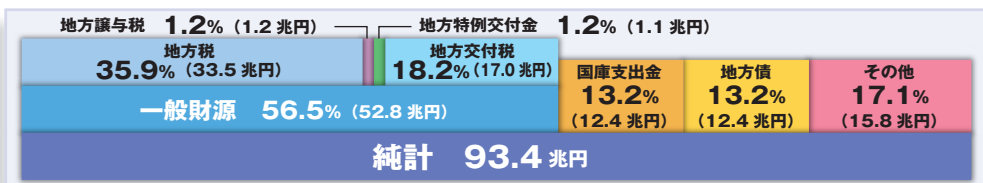
平成
14
年度



平成
15
年度



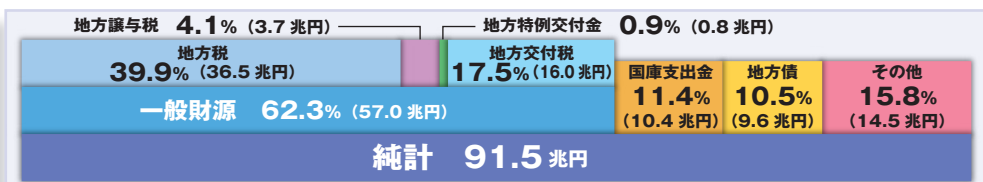
平成
16
年度



平成
17
年度



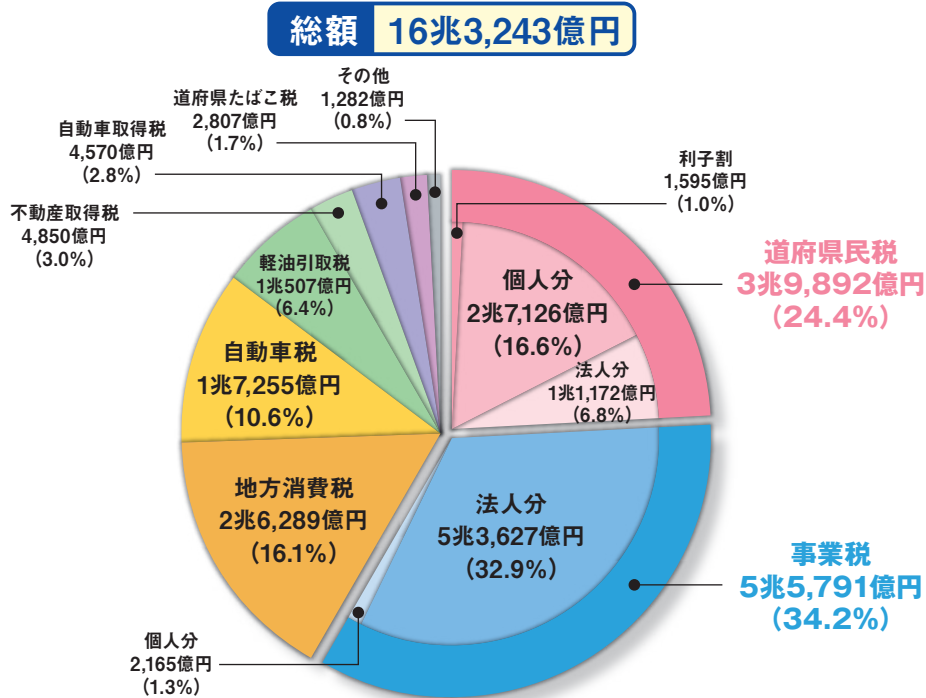
平成
18
年度



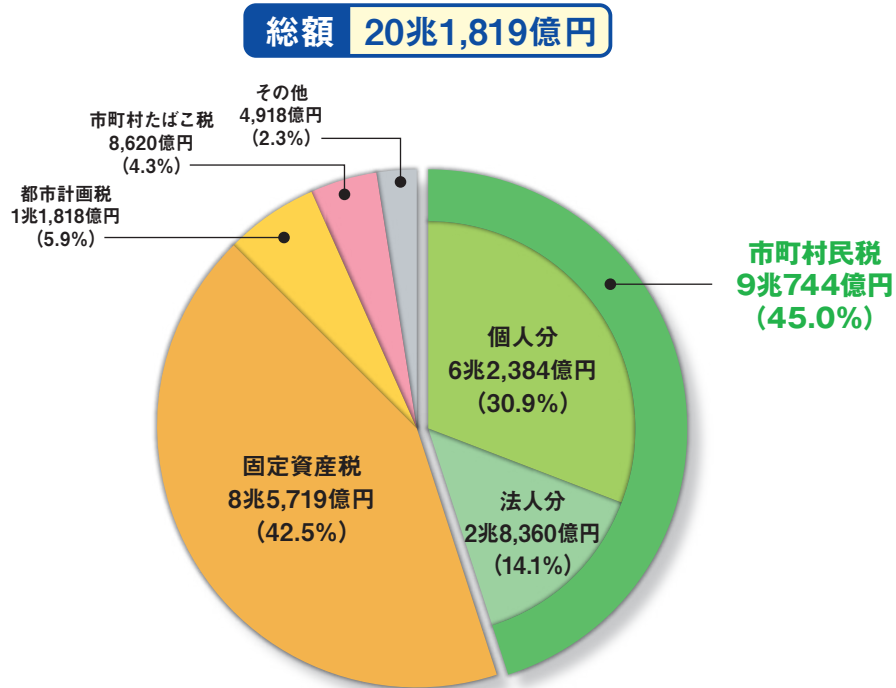
3 地方税

地方税は、道府県税と市町村税とに分かれます（東京都の特別区については、都が市町村税の一部を課税しています）。

道府県税の税収の構成（平成18年度決算）



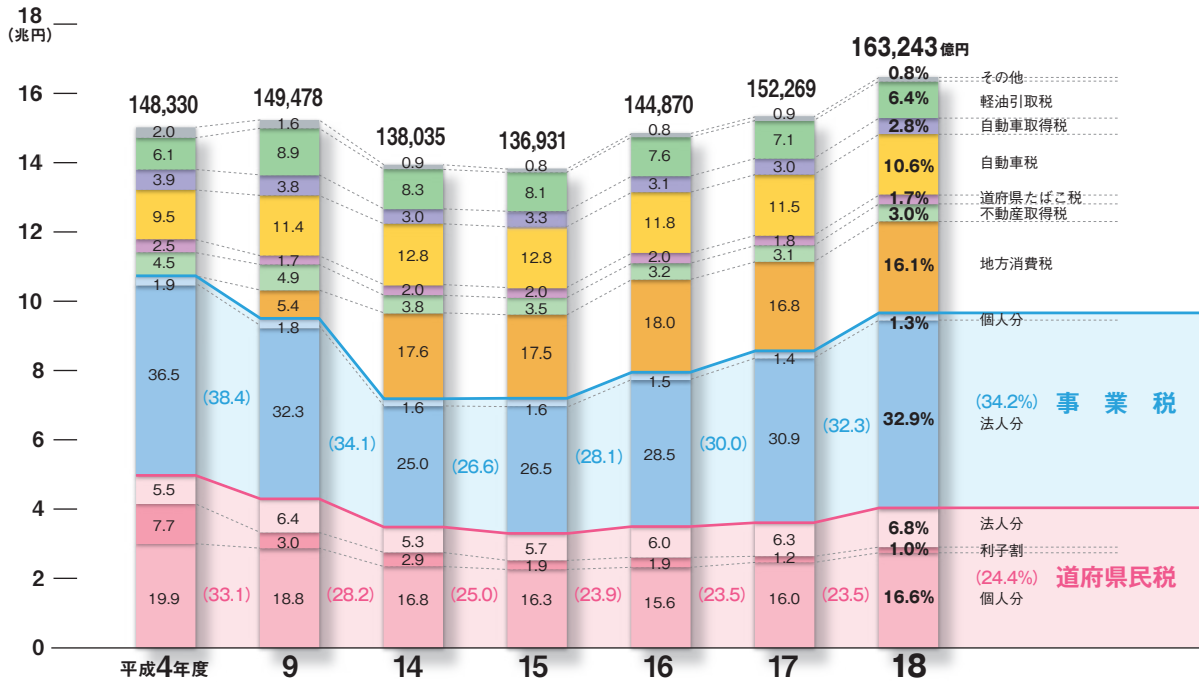
市町村税の税収の構成（平成18年度決算）



* 市町村税収入額は、東京都が徴収した市町村税相当額を含む。

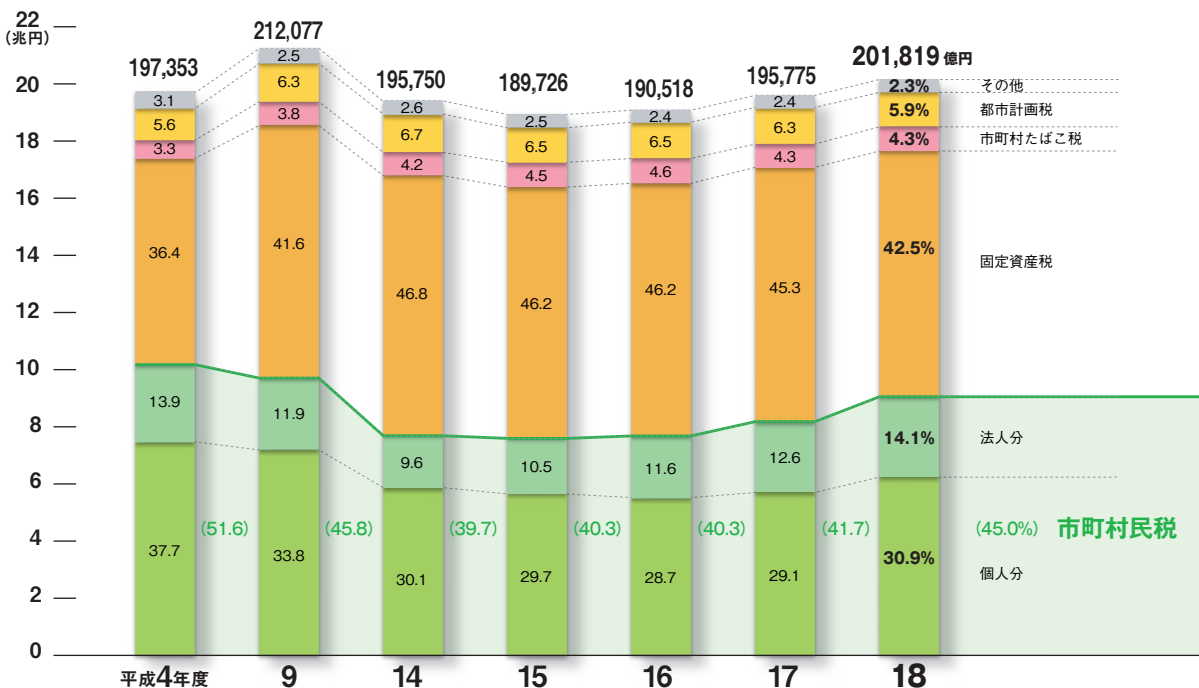
法人関係二税（法人事業税及び法人道府県民税）の割合の高い道府県税は、企業収益が好調であったこと等により、3年連続で増収となっています。
また、市町村民税等が増加した市町村税も3年連続で増収となっています。

道府県税収入額の推移



* ()内の数値は、事業税及び道府県民税の構成比である。

市町村税収入額の推移

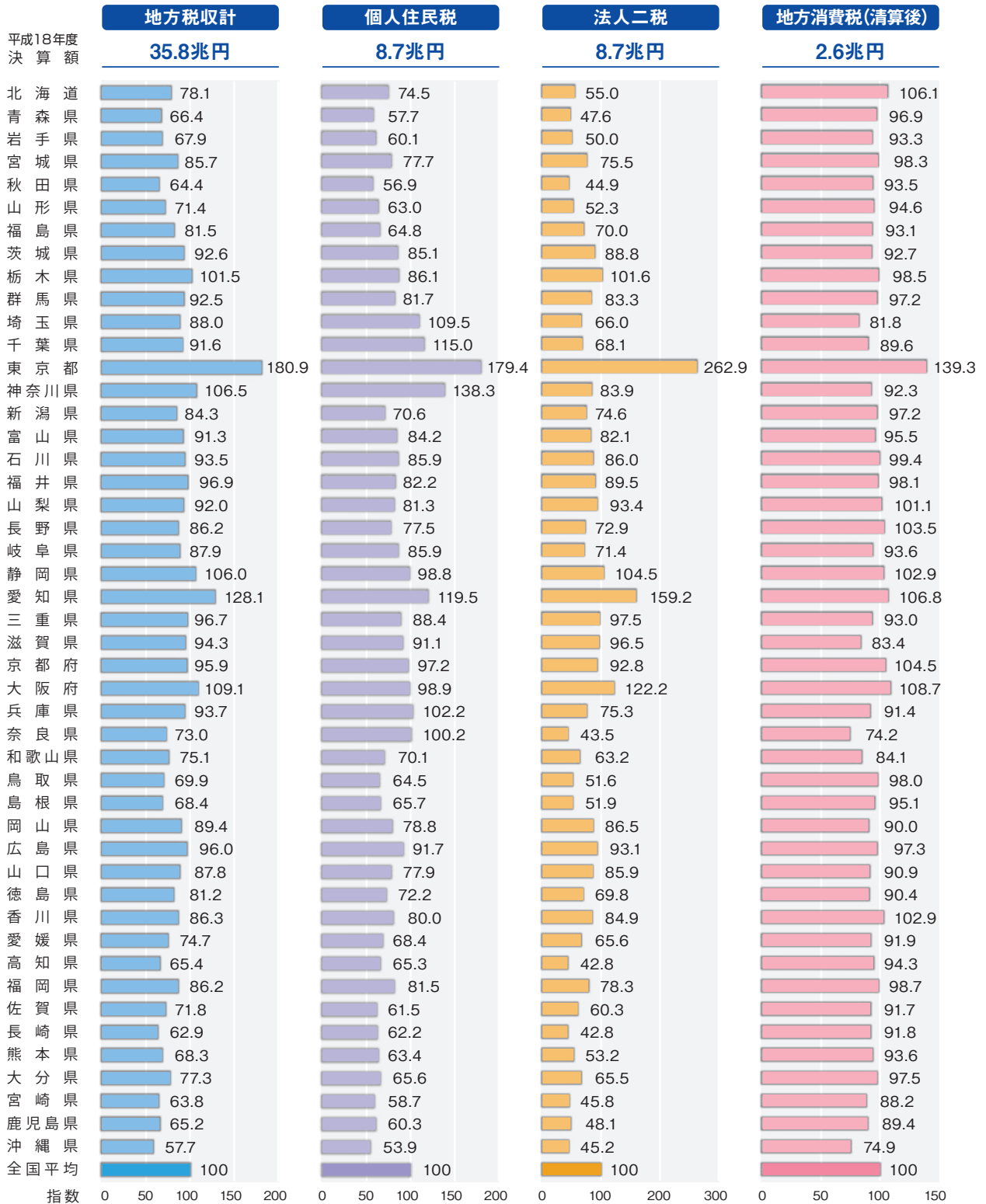


* ()内の数値は、市町村民税の構成比である。

* 市町村税収入額は、東京都が徴収した市町村税相当額を含む。

地域のニーズに応じた行政サービスを自らの責任と判断で実施できるよう、税源の偏在度が小さく
 税収の安定性を備えた地方税体系を構築すべく、地方税の充実確保を図ることが必要です。

地方税収の人口1人当たり税収額の指数 (全国平均を100とした場合、平成18年度)



(注1) 地方税収計の税収額は、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税を除いたものである。

(注2) 個人住民税の税収額は、個人道府県民税(均等割及び所得割)及び個人市町村民税(均等割及び所得割)の合計額であり、超過課税分を除く。

(注3) 法人二税の税収額は、法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税の合計額であり、超過課税分を除く。

(注4) 平成19年3月31日現在の住民基本台帳人口による。

4 地方交付税

本来、地方自治の観点からは、行政活動に必要な財源は、それぞれの地方公共団体がその住民から徴収した地方税で賄うのが理想ですが、税源の地域的なアンバランスがあり、多くの地方公共団体が必要な税収を確保できません。そこで、本来地方の税収入とすべき財源を国が代わって徴収し、財政力の弱い地方公共団体に対して、地方交付税として再配分しています。

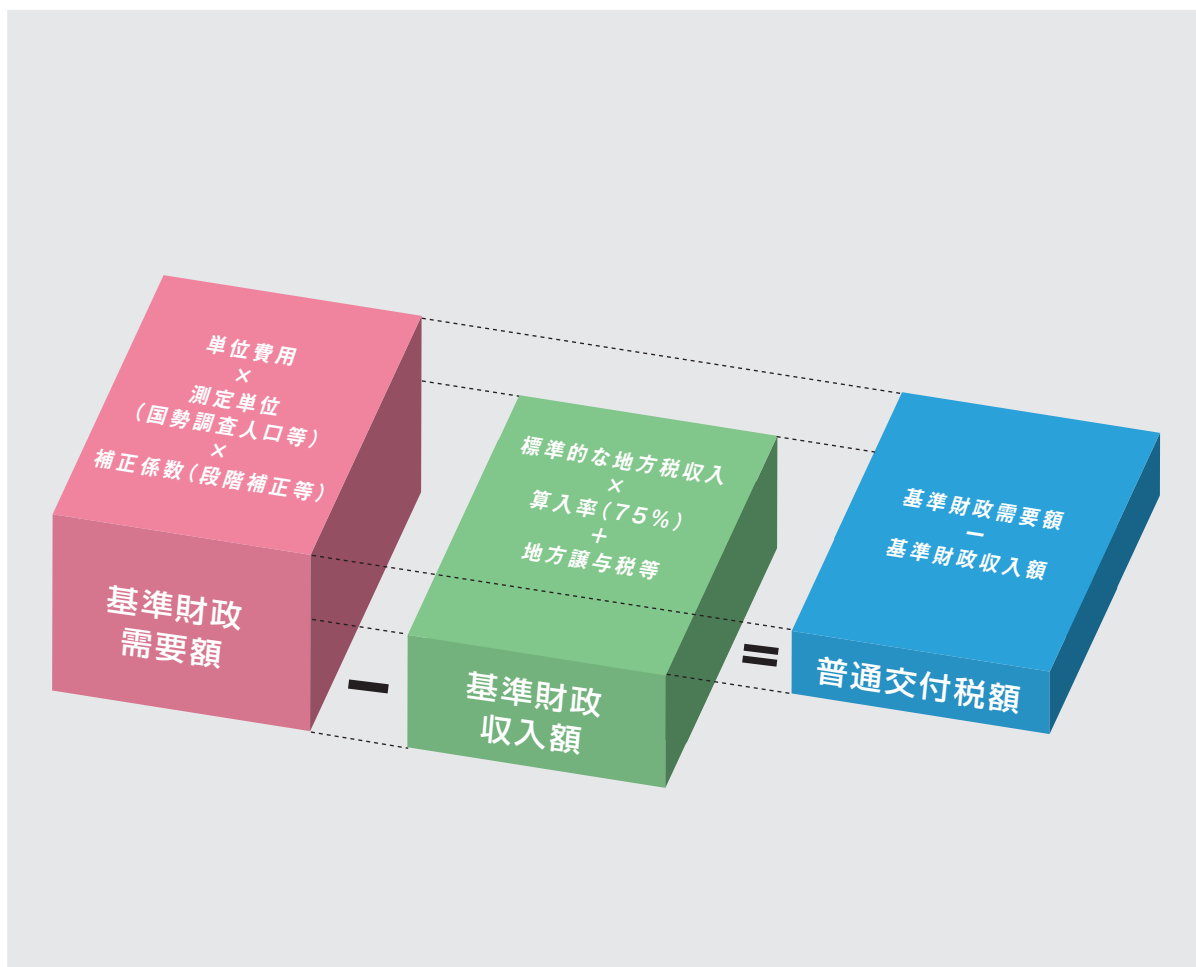
1 地方交付税総額の決定

地方交付税の総額は、国税の一定割合（所得税・酒税の32%、法人税の35.8%（平成19年度から34.0%）、消費税の29.5%、たばこ税の25%）を基本としつつ、地方財政全体の標準的な歳入、歳出の見積りに基づき総額が決定されます。

平成18年度における地方交付税総額は15兆9,954億円、対前年度比5.7%減となっています。

2 各地方公共団体の普通交付税の算定方式

次のような仕組みで各地方公共団体の普通交付税の額が算定されています。



(注1) 基準財政需要額は、各地方公共団体の合理的かつ妥当な水準における財政需要として算定されるものであり、義務教育や生活保護、公共事業等の国庫負担金事業の地方負担を算入することが義務づけられています。なお、平成13年度から平成21年度の間においては、基準財政需要額の一部を地方財政法第5条の特例地方債(臨時財政対策債)に振り替えることとしています。

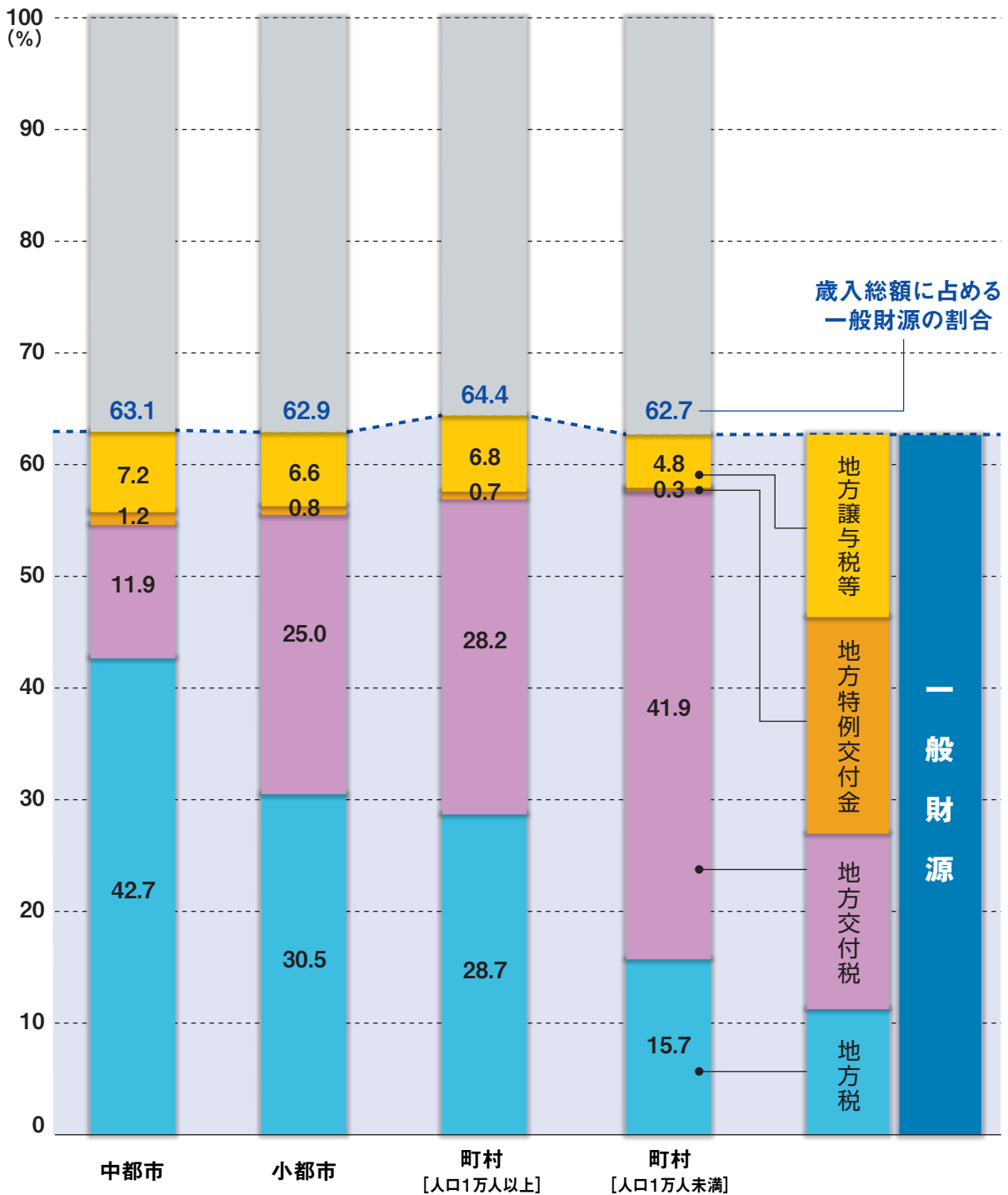
(注2) 標準的な地方税収入には、当該団体が独自に課税する「法定外普通税・法定外目的税」、地方税法に規定する標準税率を超えて行う「超過課税」の額は算入されません。

3 地方交付税の機能

地方交付税は、地方団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む住民にも標準的な行政サービスや基本的な社会資本が提供できるように財源を保障するためのものです。

したがって、地方交付税による財源調整が働いている結果、歳入総額に占める一般財源の割合は、人口規模等による大きな違いは生じていません。

市町村の歳入総額に占める一般財源の割合の分布状況



(注)「中都市」とは、大都市、中核市及び特例市以外の市のうち人口10万人以上の市をいい、「小都市」とは同じく人口10万人未満の市をいいます。

歳出

[何に使われているのでしょうか?]

1 目的別分類

使われた費用を目的別に分類すると、教育費、民生費、土木費などに多くの財源が使われています。都道府県では、教育費、公債費、土木費の順、市町村では、民生費、土木費、公債費の順となっています。

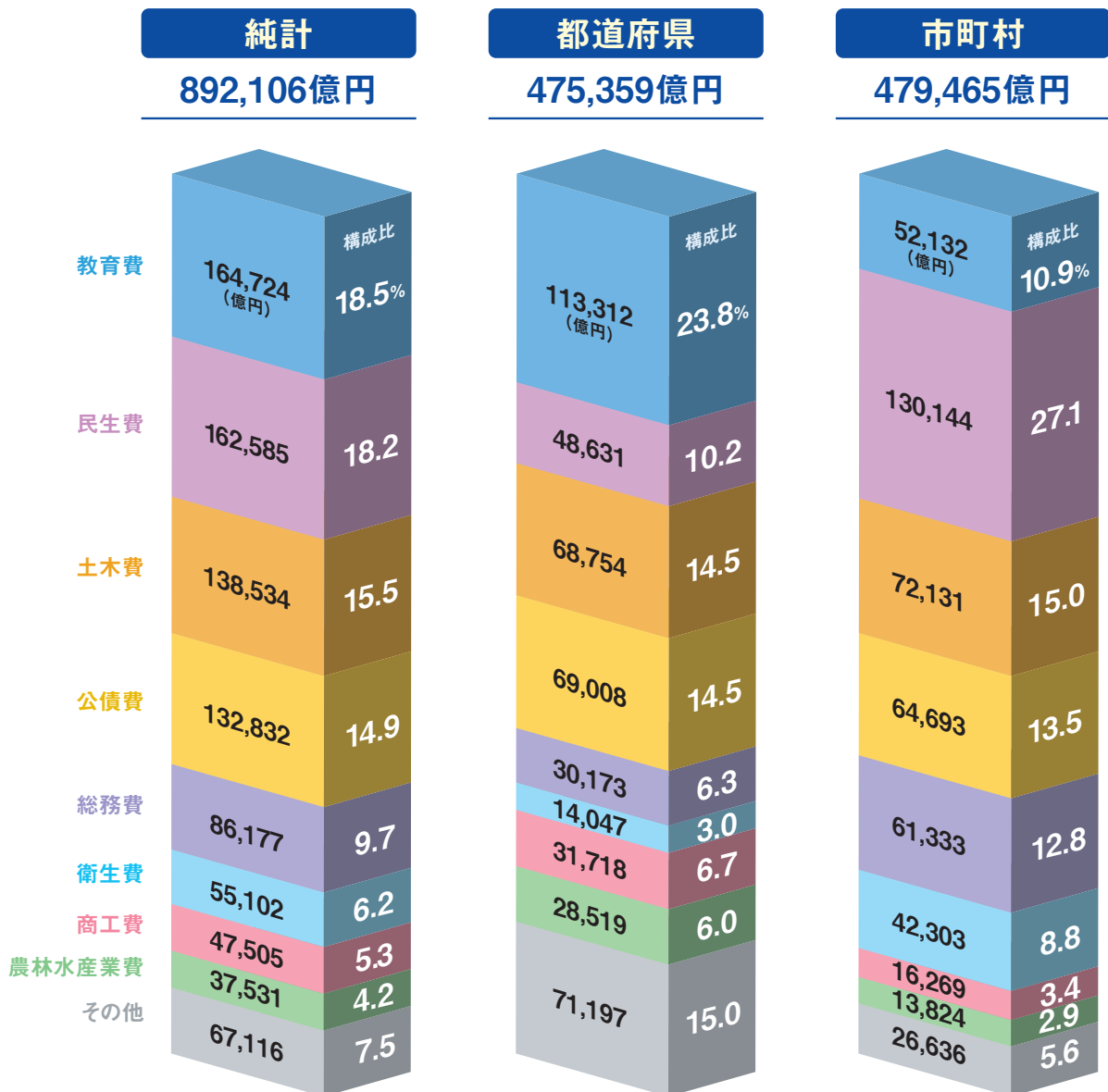
教育費：学校教育、社会教育などに使われる費用

民生費：児童、高齢者、心身障害者等のための福祉施設の整備・運営、生活保護の実施等の費用

土木費：道路、河川、住宅、公園など各種の公共施設の建設整備の費用

公債費：借入金の元金・利子などの支払いの費用

目的別歳出決算額の構成(平成18年度)

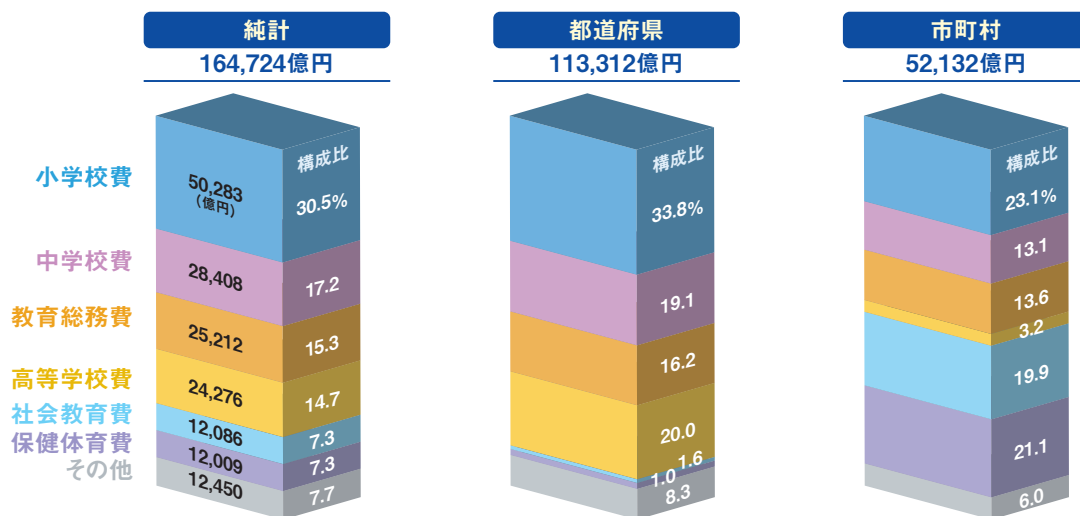


地方財政の役割

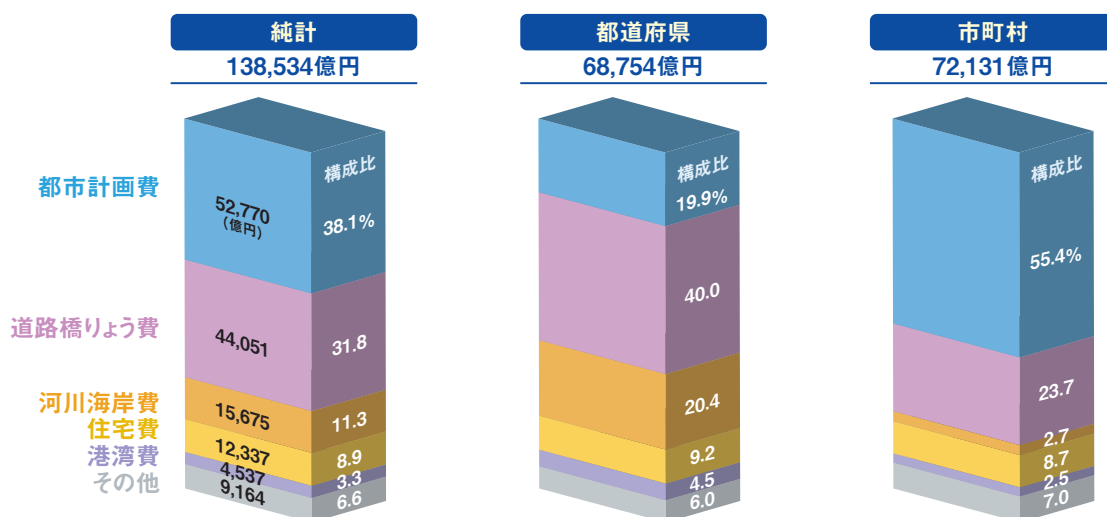
地方財政の現状

地方財政の動向と課題

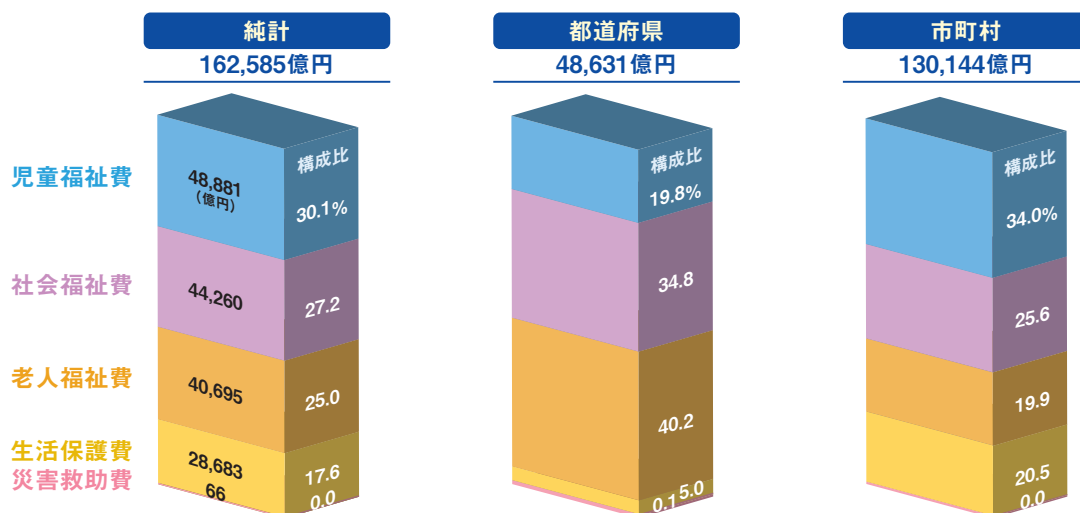
教育費の目的別内訳



土木費の目的別内訳



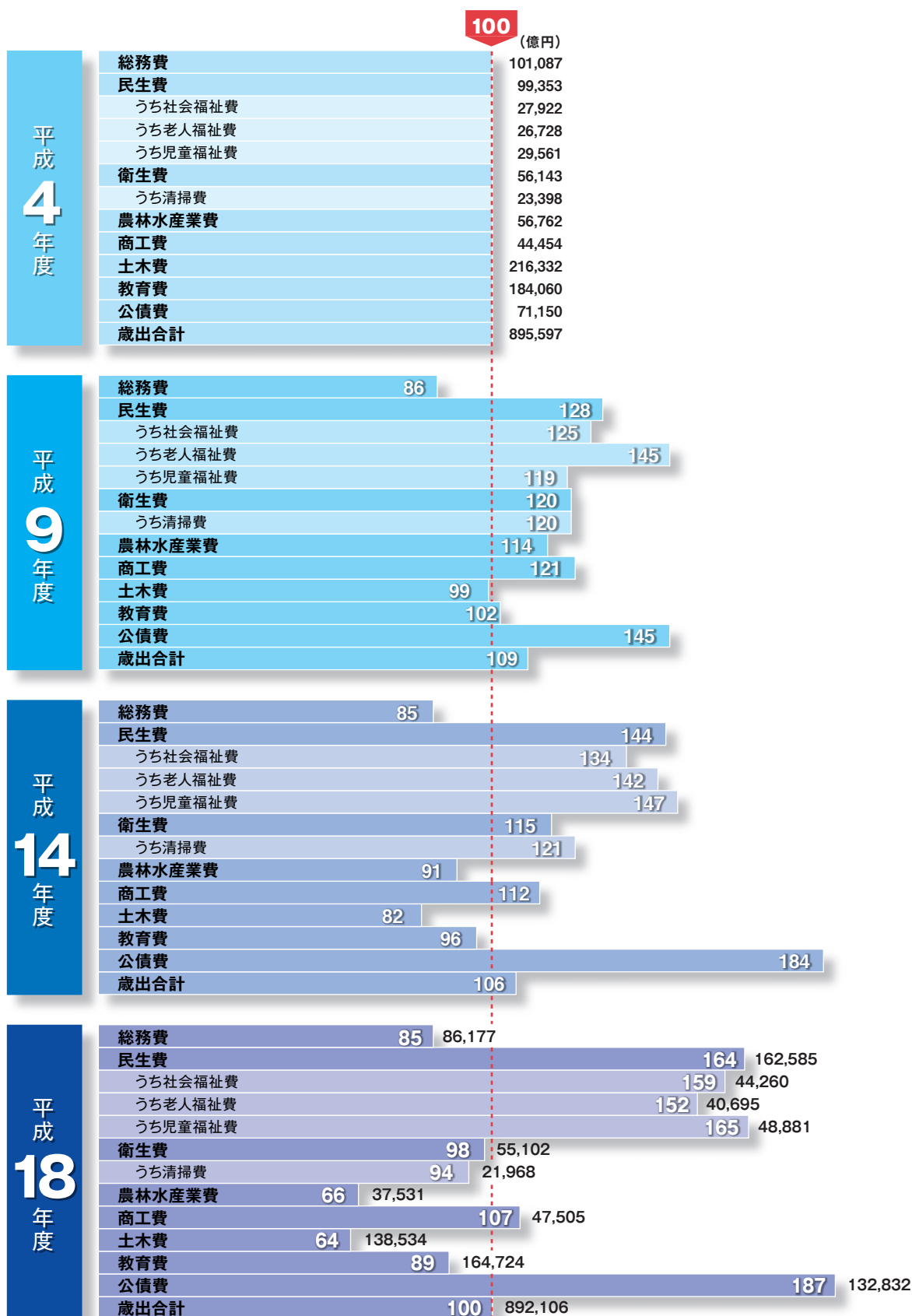
民生費の目的別内訳



近年、農林水産業費、土木費などが減少する一方、民生費、公債費などが増加しています。

目的別歳出構成の推移 (普通会計純計)

単位:平成4年度を100としたときの比率



地方財政の役割

地方財政の現状

地方財政の動向と課題

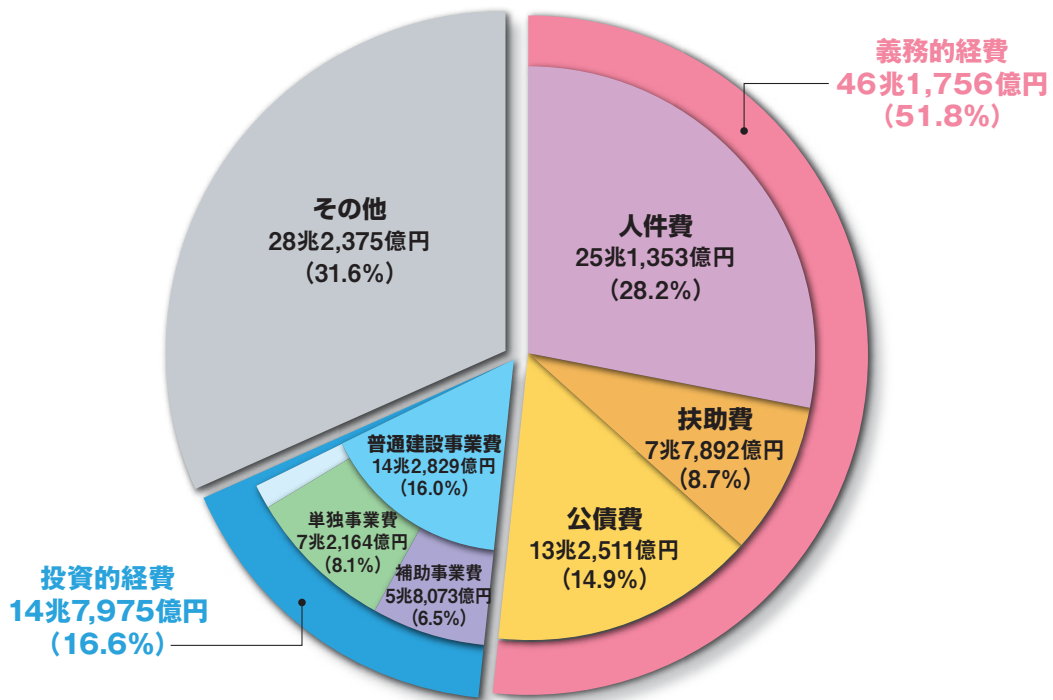
[使われた費用はどのような性質のものでしょうか?]

2 性質別分類

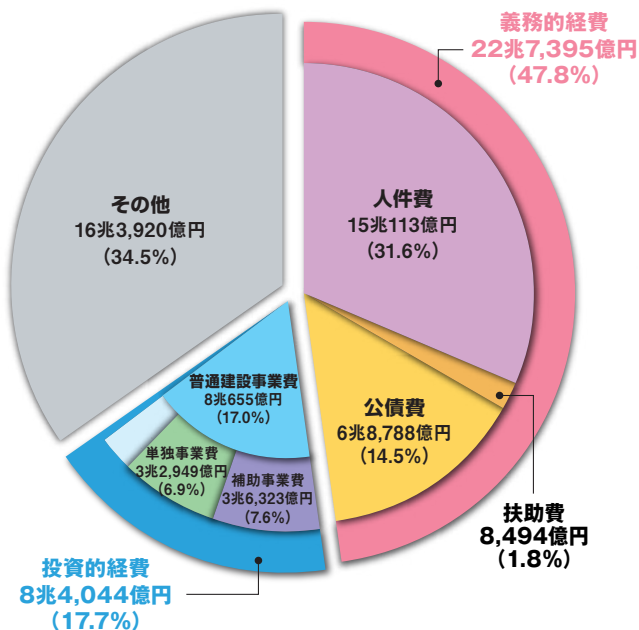
使われた費用を性質別に分類すると、支出が義務づけられ、任意に削減することが困難な「義務的経費」(人件費、扶助費及び公債費)、普通建設事業費などに充てられる「投資的経費」、「その他の経費」に分けることができます。

性質別歳出決算額の構成 (平成18年度)

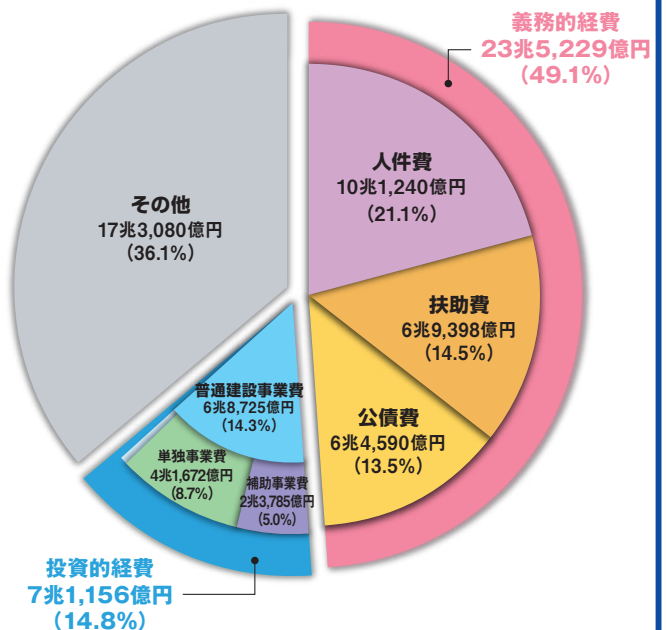
純計 89兆2,106億円



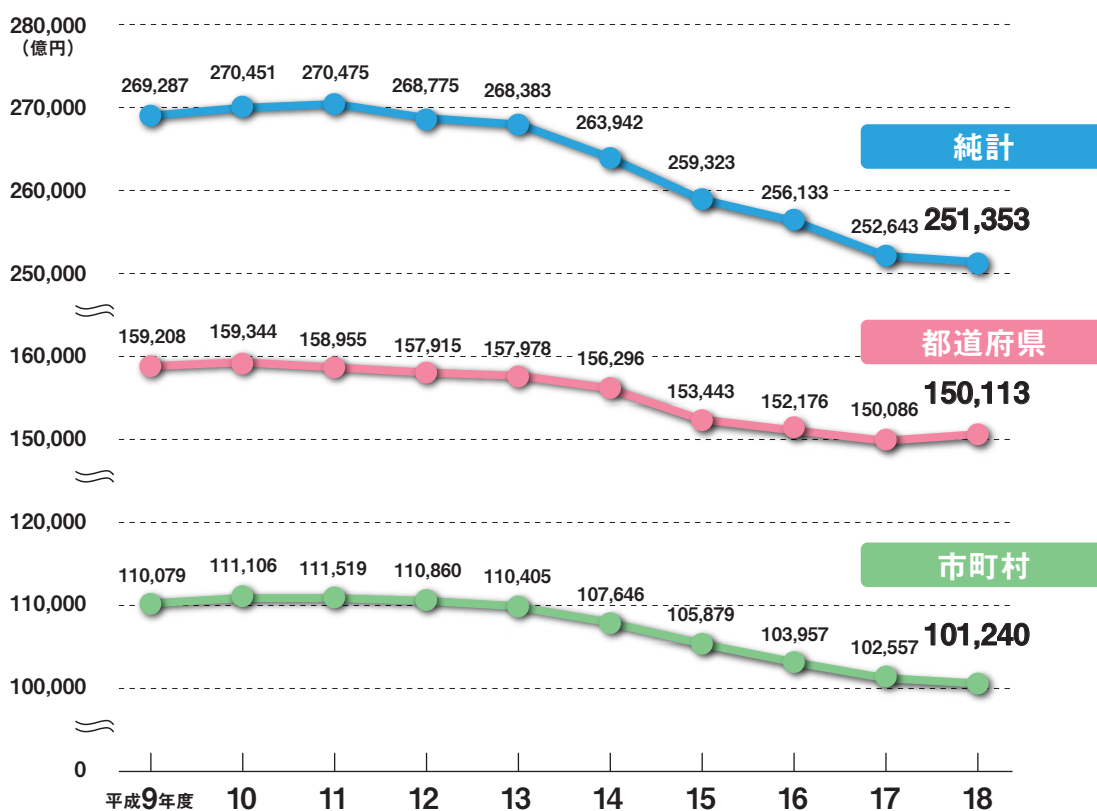
都道府県 47兆5,359億円



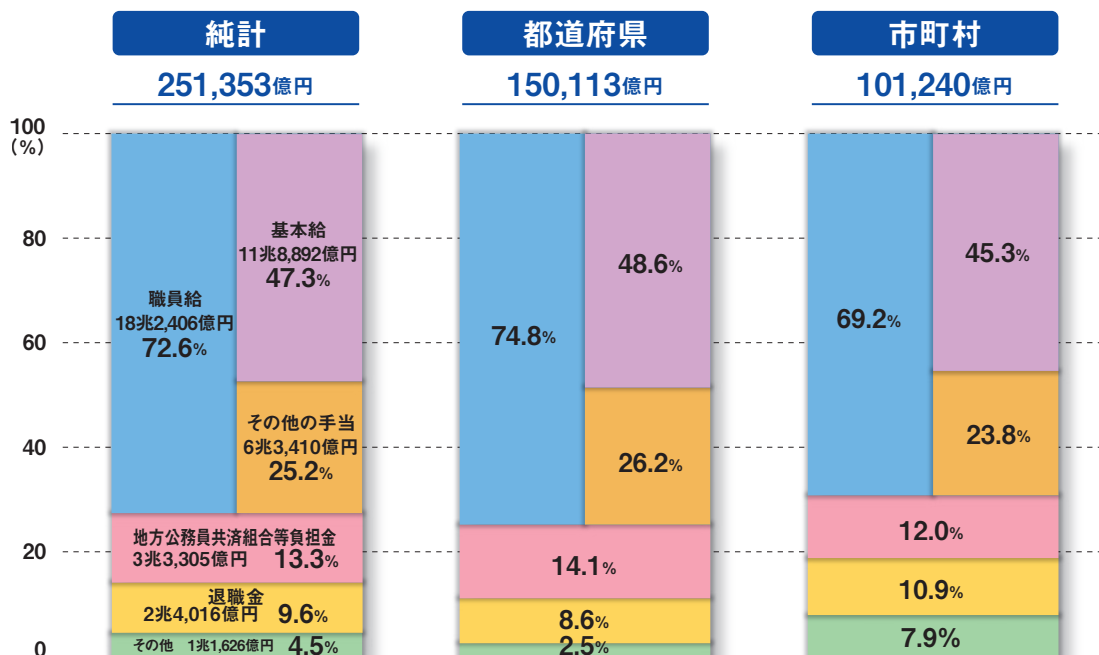
市町村 47兆9,465億円



人件費の推移



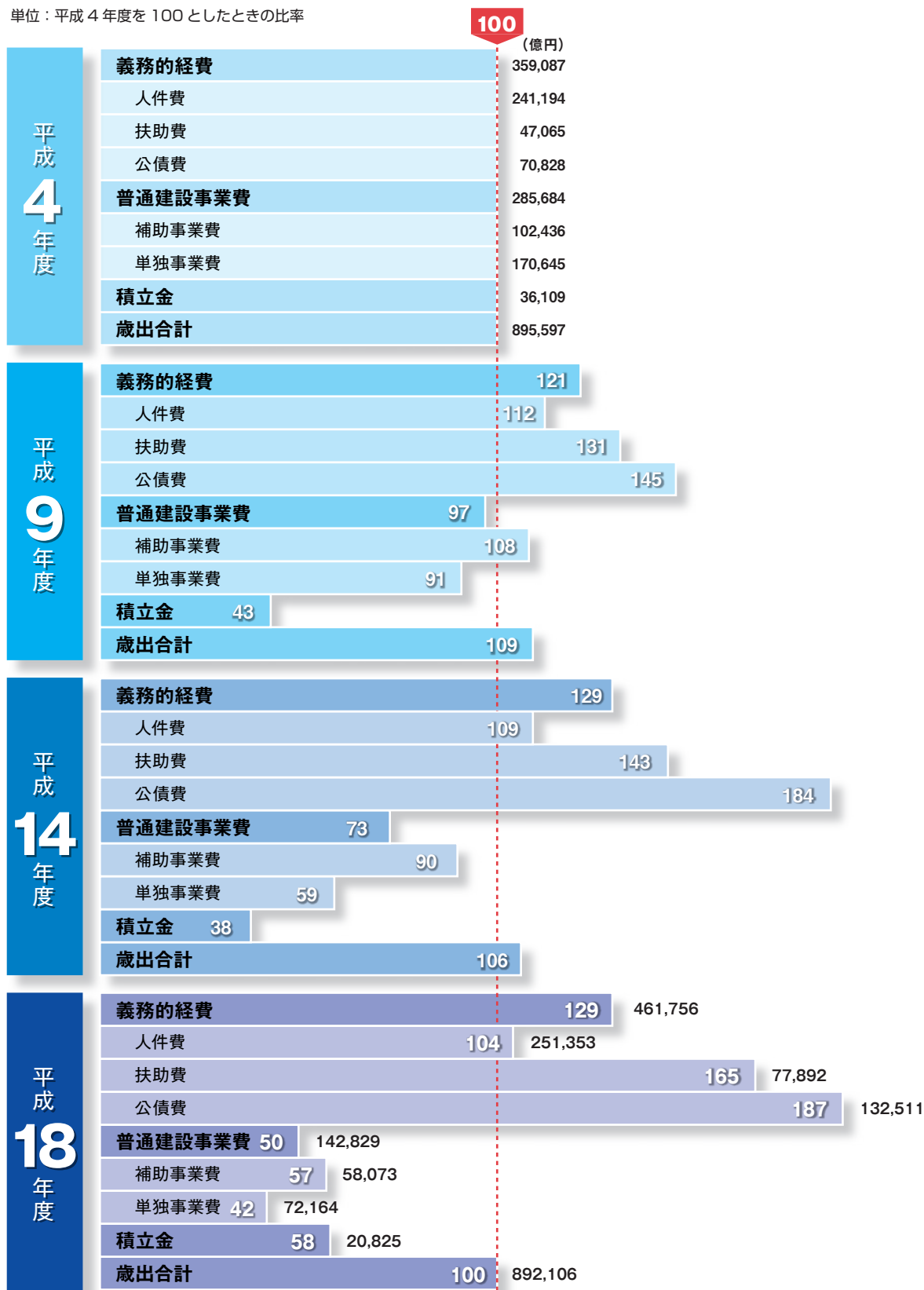
人件費の項目別内訳



近年、普通建設事業費などが減少する一方、義務的経費のうち扶助費、公債費などが増加しています。

性質別歳出構成の推移 (普通会計純計)

単位：平成4年度を100としたときの比率



* 扶助費 児童福祉費、生活保護費など、社会保障制度の一環として、生活困窮者、児童、高齢者、心身障害者等を援助するために支出される経費
 * 普通建設事業費 道路、橋りょう、公園、学校等の社会資本の整備に要する費用

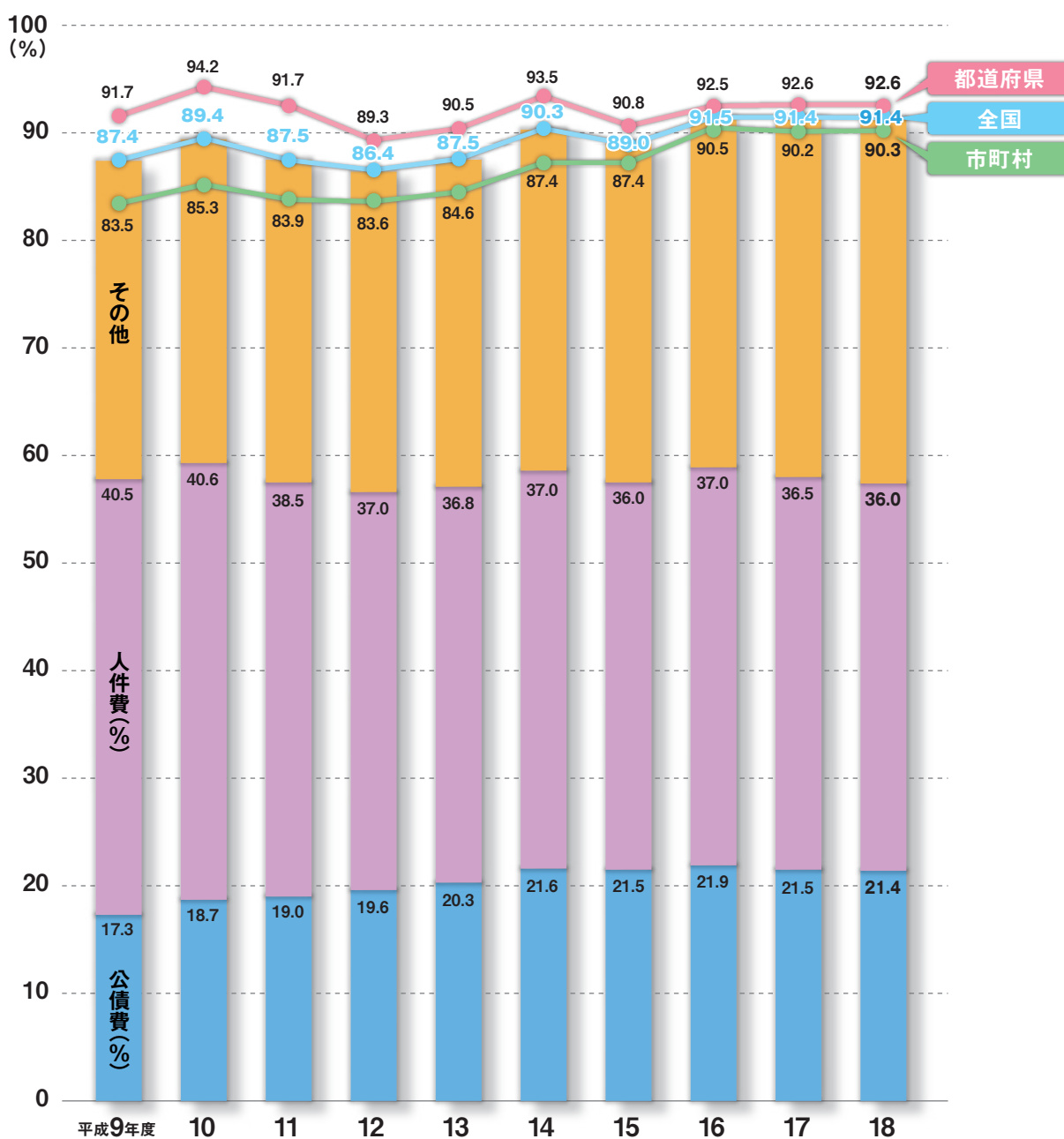
財政構造の弾力性

[財政の行政需要への対応能力はどうなっているのでしょうか?]

地方公共団体が、住民からのニーズに的確に応えていくには、毎年、支出が必要になる義務的経費に充てる財源に加えて、社会経済や行政需要の変化に適切に対応していくための施策に充てる財源を確保していくことが必要です。その財源の確保の程度を財政構造の弾力性といっています。

1 経常収支比率

経常収支比率(毎年度経常的に支出される経費に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源、減税補てん債及び臨時財政対策債の合計額に占める割合)は、全国平均が前年度と同率の91.4%となっており、引き続き高い水準で推移しています。



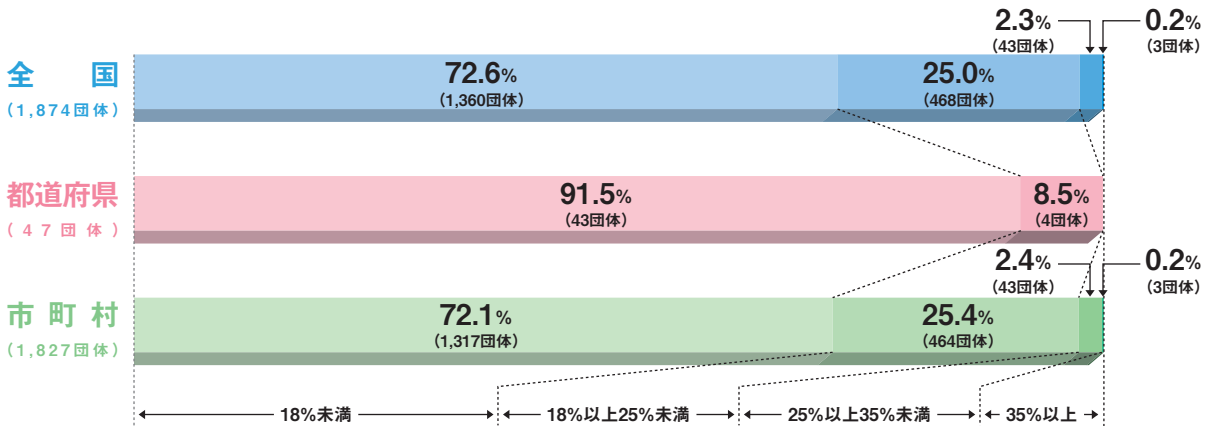
(注) 減税補てん債及び臨時財政対策債は平成13年度より追加。

2 実質公債費比率及び起債制限比率

地方公共団体の借入金、利子の支払いである公債費は、特に弾力性に乏しい経費であることから、その動向に常に注意する必要があります。

実質的な公債費の負担の程度をみる指標である実質公債費比率は、平成17年度決算に基づき初めて算定された指標です。過去からの推移をみる事ができるものとしては、起債制限比率があり、全国平均が前年度とほぼ同率の11.6%となっており、引き続き高い水準で推移しています。

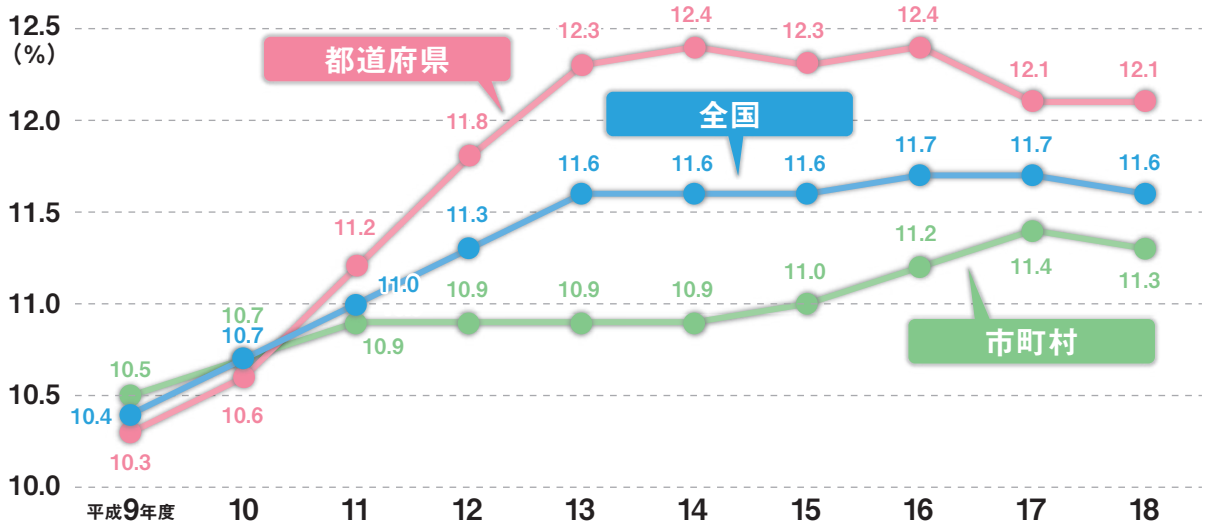
実質公債費比率の状況



* 実質公債費比率

実質公債費比率は、地方債元利償還金(繰上償還等を除く)や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額から、これに充当された一般財源のうち地方交付税が措置されたものを除いたものが、標準財政規模及び臨時財政対策債発行可能額の合計額(地方交付税措置分を除く)に対してどの程度の割合になっているかをみるものです。起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられるものであり、この比率が18%以上の団体は起債に当たり許可が必要になり、25%以上の団体については、一定の地方債の起債が制限され、35%以上の団体については、さらにその制限の度合いが高まります。

起債制限比率の推移



* 起債制限比率

起債制限比率は、地方債元利償還金及び公債費に準ずる債務負担行為に係る支出の合計額から繰上償還された額を除き、さらにこれに充当された一般財源のうち地方交付税が措置されたものを除いたものが、標準財政規模及び臨時財政対策債発行可能額の合計額(地方交付税措置分を除く)に対してどの程度の割合になっているかをみるものです。

地方財政の借入金残高

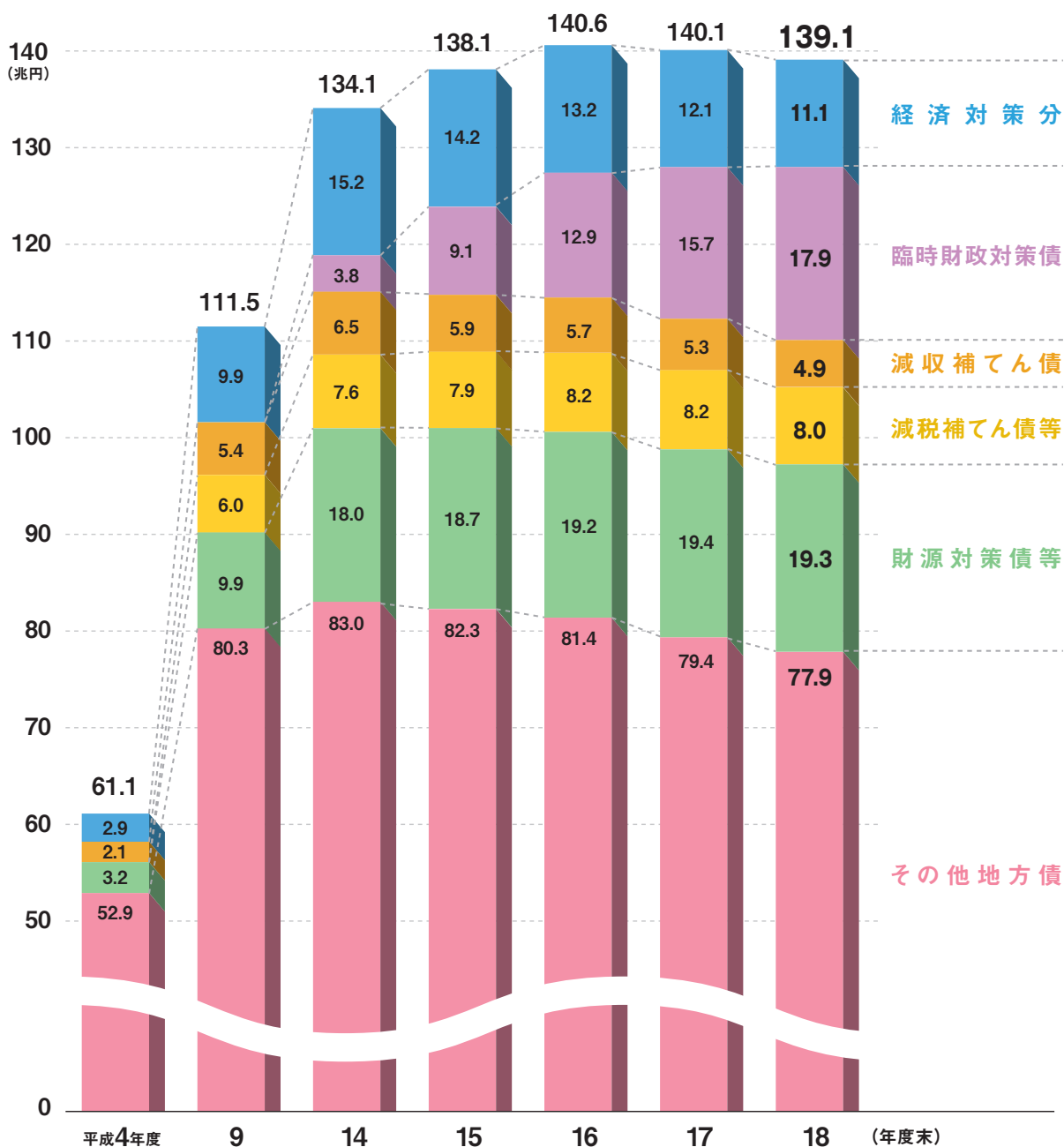
[地方財政の借入はどうなっているのでしょうか?]

1 地方債現在高の推移

地方公共団体の借入である地方債現在高は、平成18年度末で約139兆円です。

近年、減税に伴う税収の補てん、臨時財政対策債の発行等により増加しており、歳入総額の約1.5倍、地方税、地方交付税などの一般財源総額の約2.4倍に達しています。

地方債現在高の推移



(注1) 地方債現在高は、特定資金公共事業債及び特定資金公共投資事業債を除いた額である。

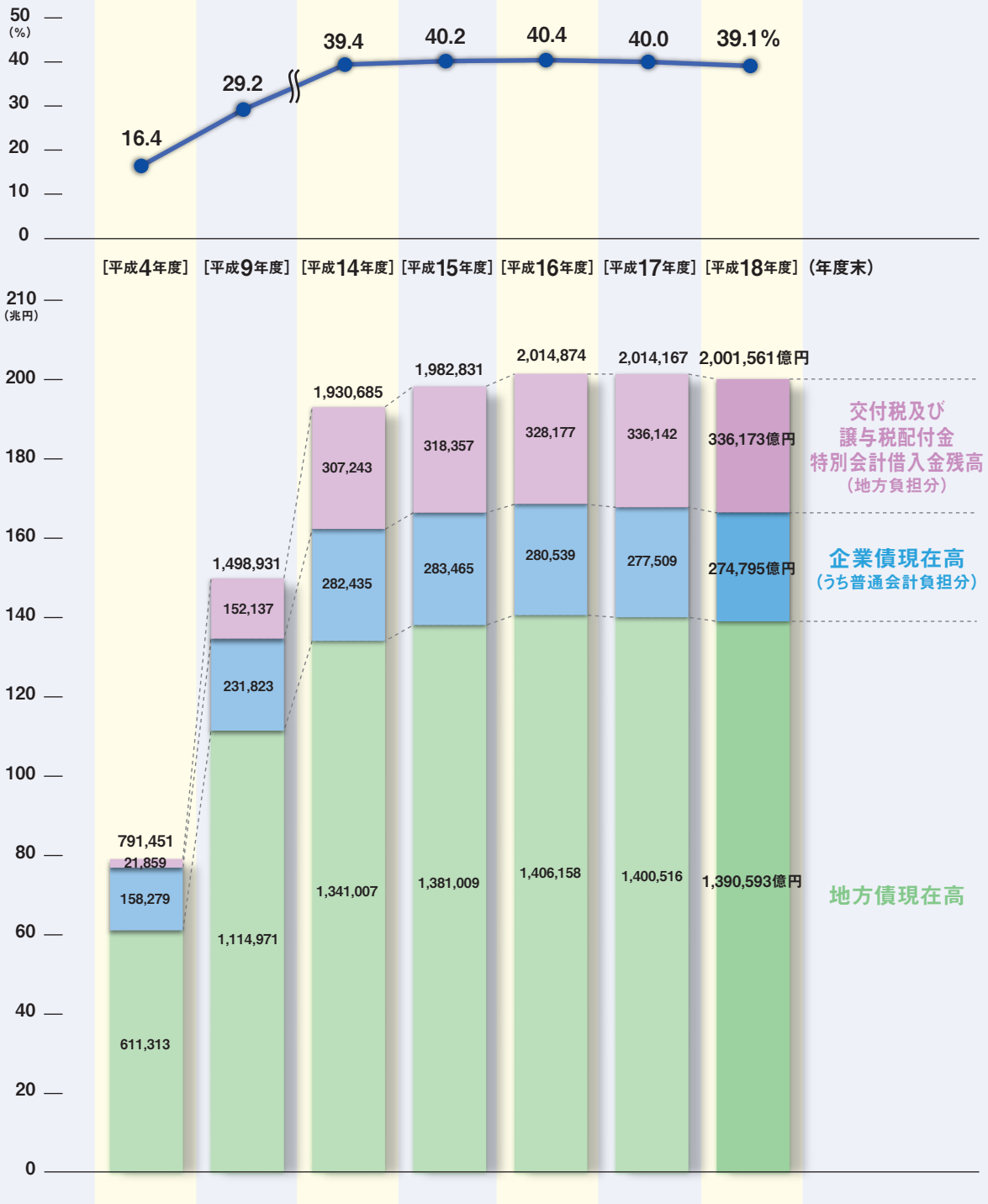
(注2) 経済対策分は推計値である。

2 地方財政の借入金残高

また、地方債現在高のほか、地方財源不足に対処するための交付税及び譲与税配付金特別会計借入金のうち地方負担分、公営企業において償還する企業債のうち普通会計がその償還を負担するものを含めた借入金残高は、平成18年度末で約200兆円となっており、依然として高い水準にあります。

普通会計が負担すべき借入金残高及び国内総生産に占める割合の推移

普通会計が負担すべき借入金残高の国内総生産(名目)に占める割合



(注1) 地方債現在高は、特定資金公共事業債及び特定資金公共投資事業債を除いた額である。

(注2) 企業債現在高(うち普通会計負担分)は、決算統計をベースとした推計値である。

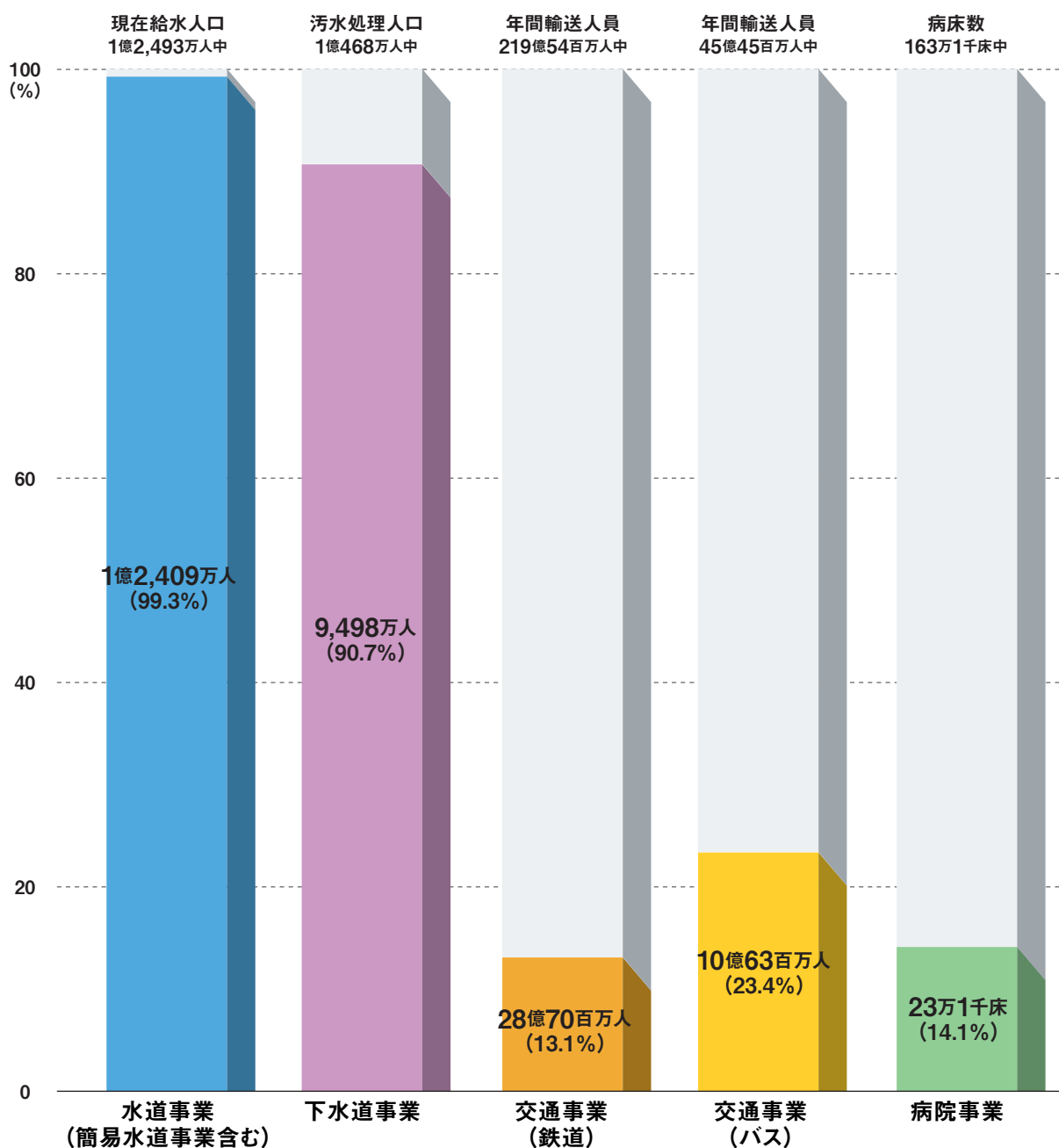
地方公営企業

[地方公営企業の状況はどのようになっているのでしょうか?]

地方公営企業は、地方公共団体が直接、社会公共の利益を目的として経営する企業であり、水道事業、下水道事業、交通事業、病院事業など地域住民の生活や地域の発展に不可欠な社会資本の整備やサービスの提供を行っています。

1 地方公営企業が占める割合

地方公営企業は、住民の生活水準の向上を図るうえで大きな役割を果たしています。



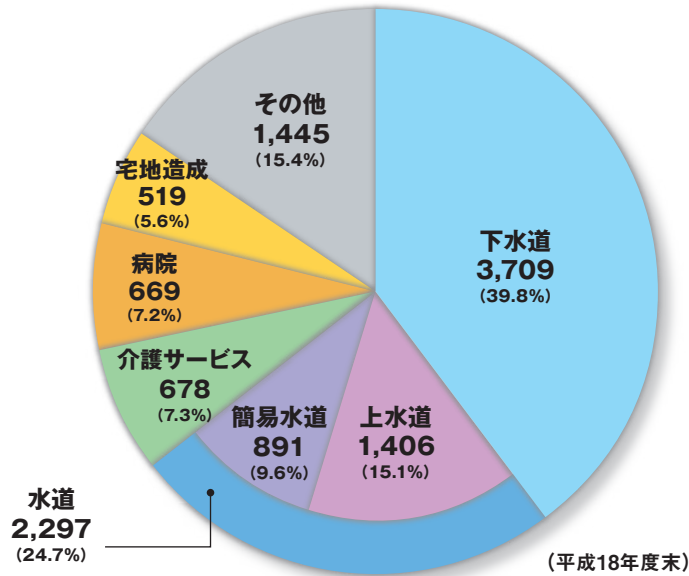
(注1) グラフは、実施されている全国の全事業全体を100とした場合の地方公営企業が占める割合を表しています。

(注2) 全国の全事業全体の数値は、各関係機関の統計資料により作成し、地方公営企業の数値は全事業全体と同年度の決算数値によります。

2 地方公営企業の事業数

事業数は、9,317事業であり、事業別にみると、下水道事業が最も大きな割合を占め、以下、水道事業、介護サービス事業、病院事業の順になっています。

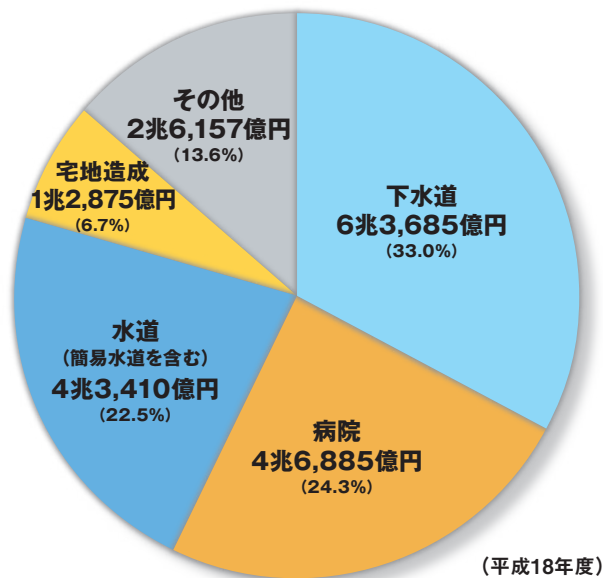
事業数 9,317



3 決算規模

決算規模は、19兆3,012億円で、事業別にみると、下水道事業が最も大きな割合を占め、以下、病院事業、水道事業、宅地造成事業の順になっています。

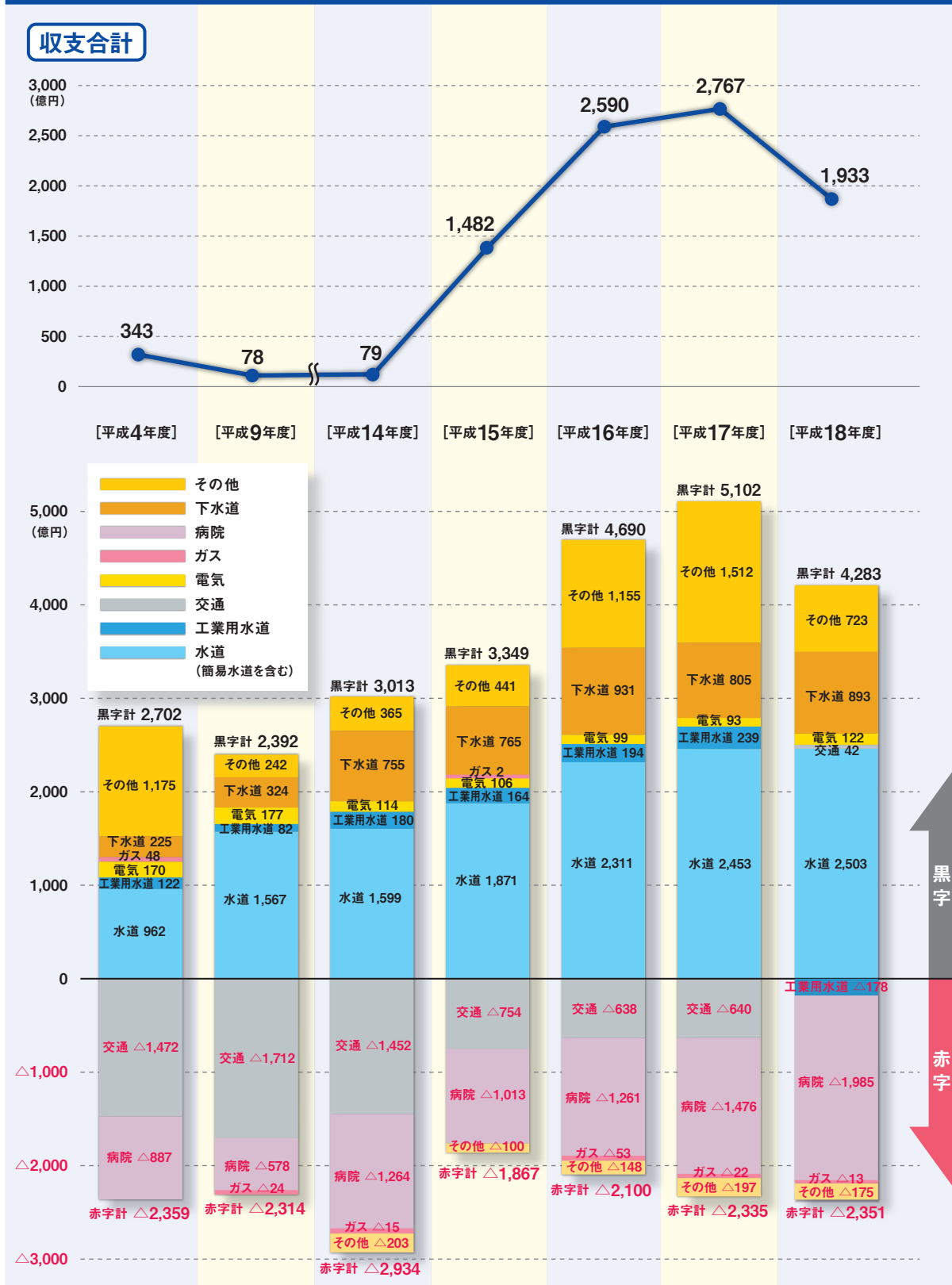
決算規模 19兆3,012億円



4 経営状況

経営状況は、1,933億円の黒字となっており、事業別にみると、水道事業、電気事業及び下水道事業は黒字で推移している一方で、病院事業は赤字が続いている状況です。

地方公営企業の経営状況の推移



地方財政の動向と課題

1 地方分権改革の推進

地方分権改革推進法の成立

地方分権改革の推進についての基本理念や国と地方の責務を明らかにするとともに、基本的な事項を定め、必要な体制を整備することにより、地方分権改革を総合的、計画的に推進することを目的とした「地方分権改革推進法」が、平成18年12月8日に成立し、平成19年4月1日に施行されました。この法律に基づき、新たな地方分権改革を推進し、国と地方の役割分担を徹底して見直し、地方公共団体への権限、財源の移譲を進め、地方の自立と責任を確立するための取組を行います。

「基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)(抄)

「地方分権に向けて、関係法令の一括した見直し等により、国と地方の役割分担の見直しを進めるとともに、国の関与・国庫補助負担金の廃止・縮小等を図る。」

地方分権改革推進法 (平成18年12月8日成立)

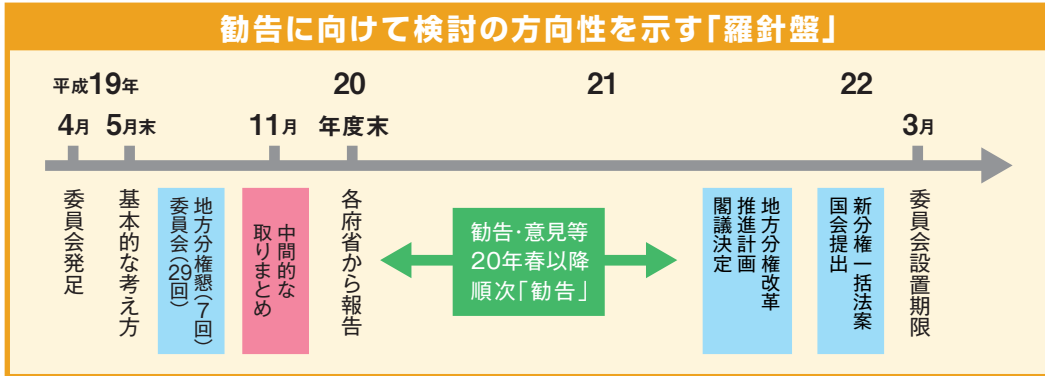
法律の概要

- 政府内に、地方分権改革の推進体制(地方分権改革推進委員会)を整備
→ 国と地方の役割分担のあり方等を検討
- 政府は「地方分権改革推進計画」を作成
- 施行から3年間の時限法

地方分権改革推進計画の作成

地方分権改革 一括法(仮称)

個別法改正を一括して実施



「地方が主役の国づくり」に向けた取組み

- 地方政府の確立のための権限移譲
- 地方活性化
- 完全自治体の実現
- 自治を担う能力の向上
- 行政の総合性の確保

法制的な仕組みの見直し等

- ① 国による義務付け・枠付け(執行方法等)、関与(協議、同意等)の徹底した廃止縮小
- ② 条例制定権の拡大
- ③ 新たな義務付け・枠付け、関与についてのチェックシステム
- ④ 都道府県から市町村への権限移譲の法制化

個別の行政分野・事務事業の抜本的見直し・検討

- 重点事項
 - ① 医療
 - ② 生活保護
 - ③ 幼保一元化
 - ④ 義務教育
 - ⑤ 道路
 - ⑥ 河川
 - ⑦ 農業
- その他の主な事項
 - ① 福祉・保健
 - ② 労働
 - ③ 子ども
 - ④ 教育
 - ⑤ 住宅・都市
 - ⑥ 交通
 - ⑦ 環境
 - ⑧ 農業
 - ⑨ 商工業
 - ⑩ 防災

地方分権改革と地域の再生

過疎化する中心市街地や地域集落の再生への道筋

税財政

- ① 国と地方の財政関係
- ② 地域間財政力格差の是正
- ③ 社会資本整備に関する財政負担
- ④ 国庫補助負担金改革
- ⑤ 財政規律

分権型社会への転換に向けた行政体制

- ① 広域連携の拡充
- ② 大都市制度のあり方
- ③ 地方支分部局等の見直し

2 行政改革の推進

(1) 集中改革プラン

総務省においては、地方行革を強力に推進するため、平成17年3月29日に「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」(新地方行革指針)を策定し、各地方公共団体に通知しました。

これにより、事務・事業の再編・整理、民間委託等の推進など、各地方公共団体がおおむね平成21年度までの具体的な取組を明示した「集中改革プラン」を作成し、公表しています。

(2) 行政改革の更なる推進

総務省では、平成18年8月31日に「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」を策定し、地方公共団体に対し、総人件費改革、公共サービス改革、地方公会計改革の3つの改革について、積極的な取組を要請しています。

総人件費改革

- 国家公務員の定員純減(▲5.7%)等を踏まえ、一層の定員純減
- 給与改革の推進(地域民間給与の反映、一層の給与適正化)
- 第三セクター等の人件費抑制に向けた取組 等

公共サービス改革

- 事業仕分けを踏まえた検討を実施し、公共サービスの必要性、実施主体を総点検
- 市場化テストの実施に当たり、公共サービスの維持向上に関する成果指標や経費削減などに関する数値目標を設定

地方公会計改革(地方の資産・債務管理改革)

- 貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の4表の整備を推進
- 未利用財産の売却促進や資産の有効活用等を内容とする資産・債務改革の方向性と具体的な施策を策定

自治体間の比較・評価を容易に行える情報開示の ルール作成・住民監視の強化

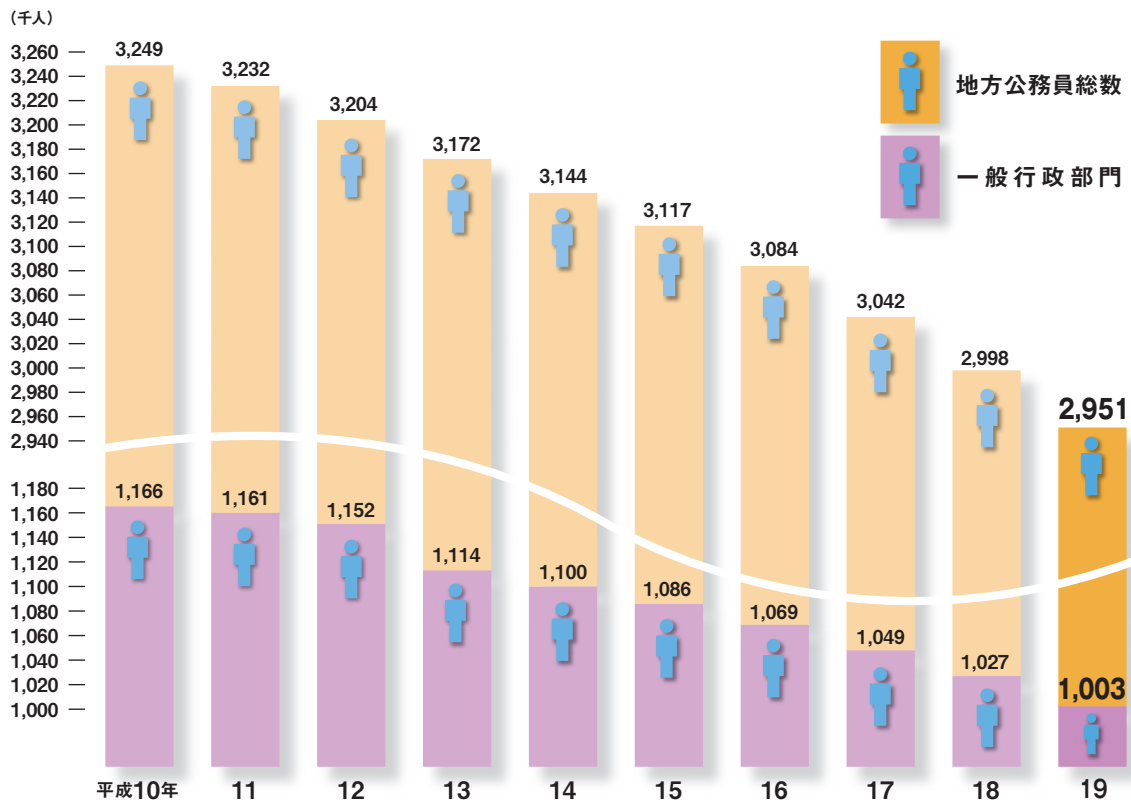
- 給与情報等公表システムの充実
- 団体間で比較可能な財政情報の開示を一層推進
- 市場化テストの実施過程・実施実績の公表
- 監査委員への外部の人材の積極的登用・外部監査の活用

参考 公務員数

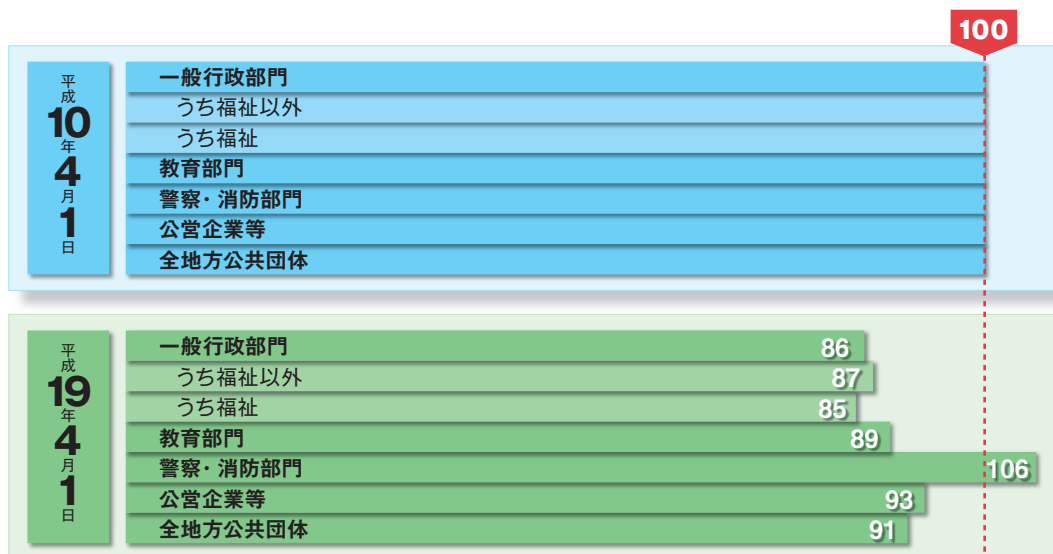
地方公務員総数は、平成7年以降13年連続して減少しています。一般行政部門は12年連続、公営企業等会計部門も6年連続して減少しています。

これは、治安・防災対策の充実などにより警察・消防部門の職員数が増大しているものの、定員管理目標を策定し、スクラップ・アンド・ビルドを基本に他の部門で削減を行うなどにより全体として職員数の削減に努めているためです。

地方公務員数の状況



地方公共団体の部門別職員数の推移

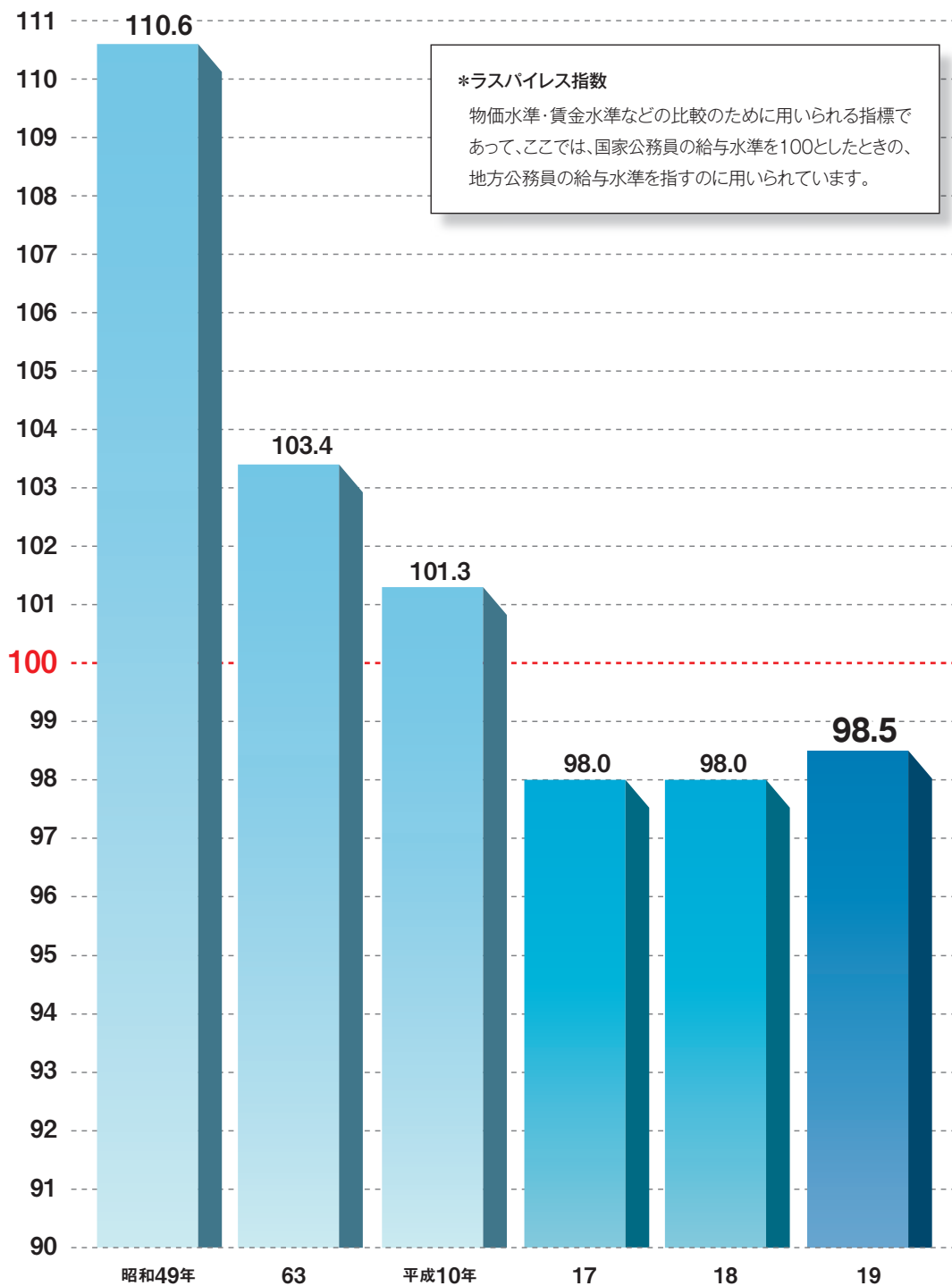


単位：平成10年4月1日現在の職員数を100としたときの比率

参考 給与水準

地方公務員の給与水準をラスパイレス指数*で表すと、全地方公共団体平均で98.5となっています。
なお、平成18年度において、給料表の是正等給料の水準是正のための措置を講じた団体は延べ577団体、また諸手当や退職手当の是正を行った団体は延べ781団体でした。
また、ラスパイレス指数が100未満の団体は、1,874団体中1,636団体(約87%)でした。

ラスパイレス指数の推移(全地方公共団体平均の推移)



3 地方財政健全化の推進

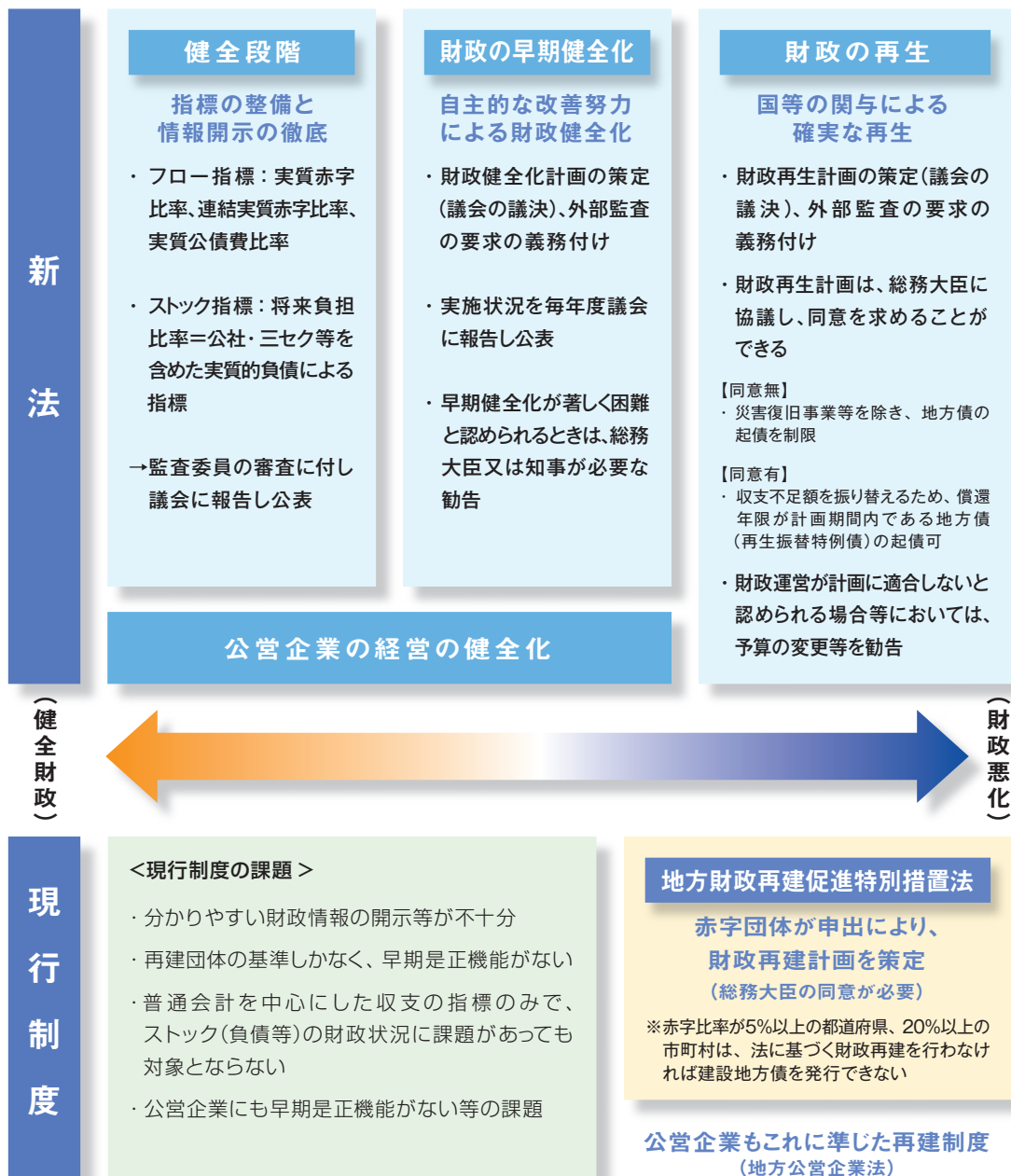
(1) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律等

地方債の償還や高齢化の進展等により、厳しい財政状況にある中で、各地方公共団体は、住民ニーズを踏まえた自律した財政運営を行うことが求められています。また、今後、地方分権を進めていくためにも、地方公共団体の財政規律を確立することは極めて重要です。

これに対し、現行の地方公共団体の財政再建制度は、一般会計等の実質赤字というフローの指標のみを用いており、申出により再建を行う仕組みである等の課題が指摘されていたところです。

そこで、現行の地方公共団体の財政再建制度を約50年ぶりに抜本的に見直し、財政指標の整備とその開示を徹底し、財政の早期健全化及び再生を図るための新たな制度として平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）が成立しました。財政指標の公表については平成20年4月から、財政健全化計画の策定の義務付け等の規定については平成21年4月から施行されます。

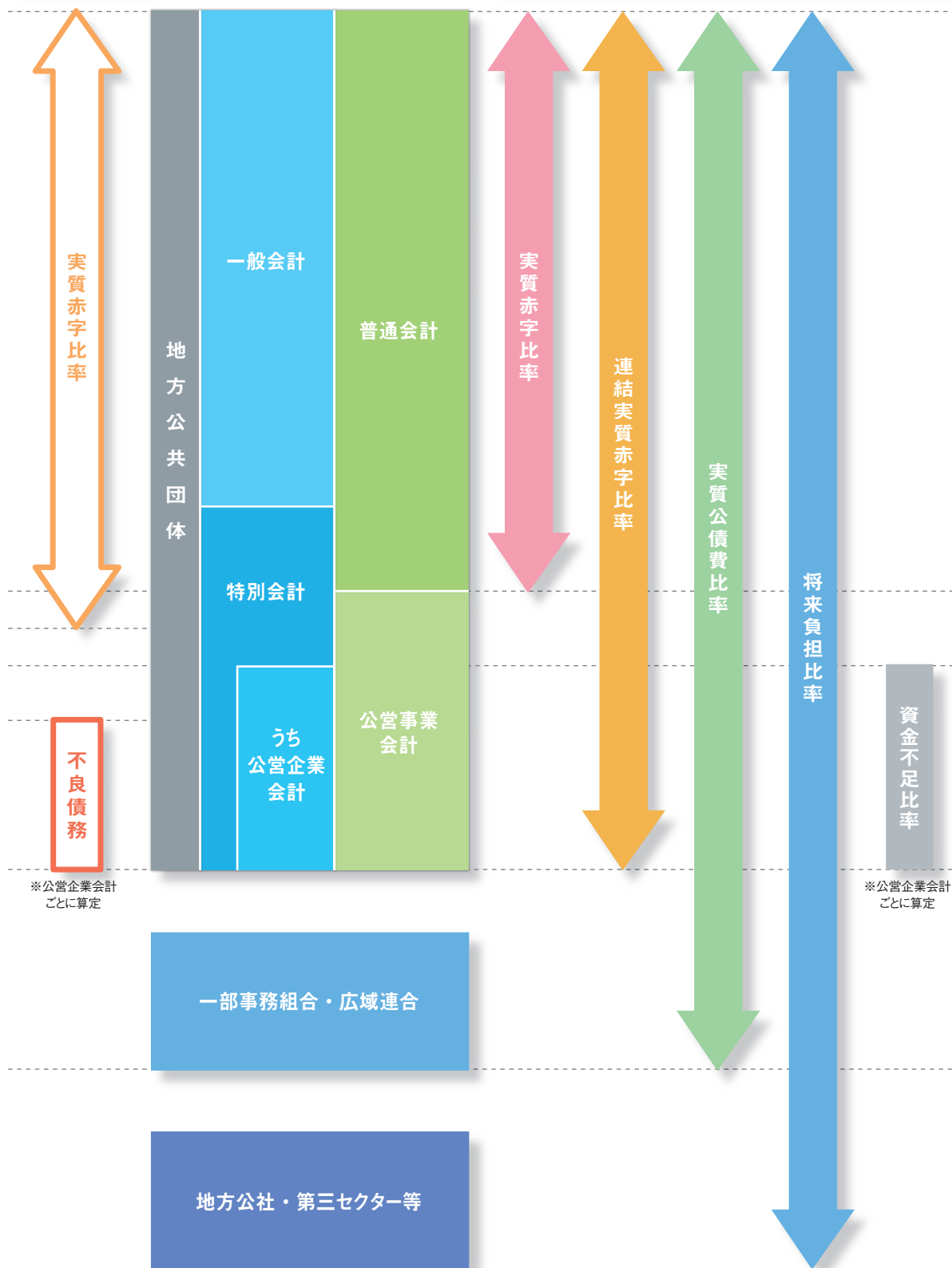
新法と現行制度との比較



健全化判断比率等の対象について

現行制度

地方公共団体財政健全化法



地方財政の役割

地方財政の現状

地方財政の動向と課題

健全化判断比率等の概要について

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- ・ 実質赤字の額＝繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
 - イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
 - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
 - ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
 - ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{\text{(地方債の元利償還金 + 準元利償還金) - (特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$$

- ・ 準元利償還金：イからホまでの合計額
 - イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
 - ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ハ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
 - ホ 一時借入金の利子

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 - (充当可能基金額 + 特定財源見込額 + 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)}}{\text{標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$$

- ・ 将来負担額：イからチまでの合計額
 - イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
 - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）
 - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
 - ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
 - ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
 - ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - ト 連結実質赤字額
 - チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- ・ 充当可能基金額：イからへまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

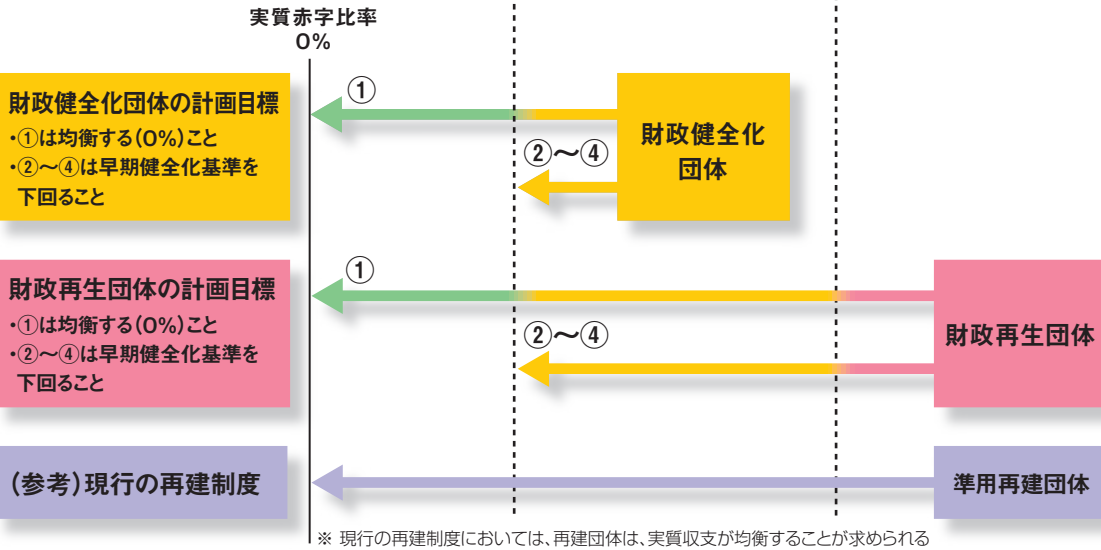
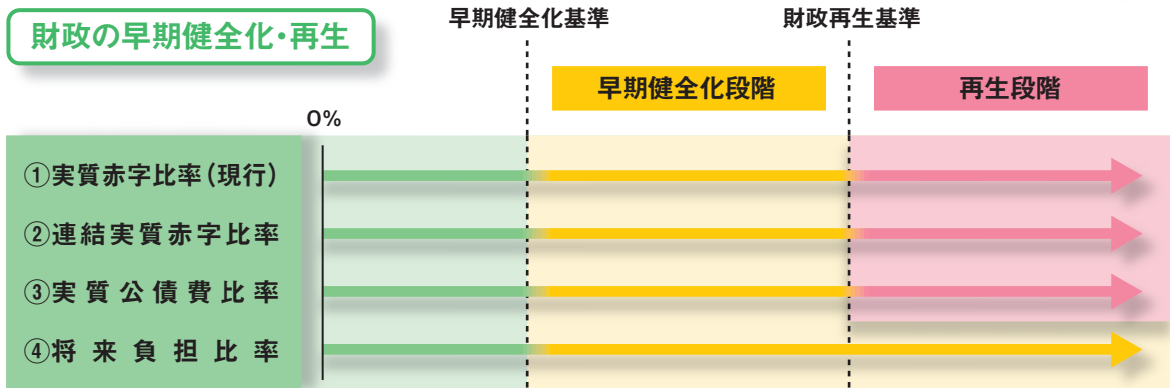
$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

- ・ 資金の不足額：
 - 資金の不足額（法適用企業）＝（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）－解消可能資金不足額
 - 資金の不足額（法非適用企業）＝（繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高）－解消可能資金不足額
- ※ 解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。
- ※ 宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。
- ・ 事業の規模：
 - 事業の規模（法適用企業）＝営業収益の額－受託工事収益の額
 - 事業の規模（法非適用企業）＝営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額
- ※ 指定管理者制度（利用料金制）を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。
- ※ 宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」（調達した資金規模）を示す資本及び負債の合計額とする。

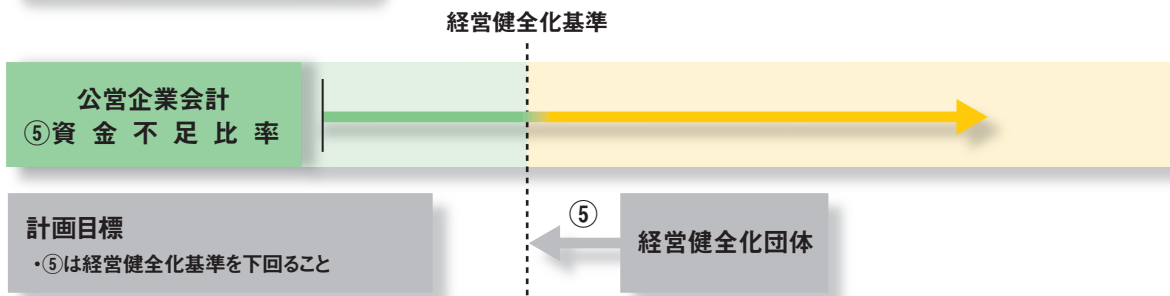
財政の早期健全化・財政の再生・公営企業の経営健全化のイメージ

財政悪化

財政の早期健全化・再生



公営企業の経営健全化



地方財政の役割

地方財政の現状

地方財政の動向と課題

早期健全化基準、財政再生基準、経営健全化基準等

- 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」を平成19年6月に制定。
- 財政指標の公表に関する規定は平成20年4月1日から施行されており、平成19年度決算から適用。
- 計画策定の義務付け等の規定は平成21年4月1日から施行し、平成20年度決算から適用。

財政の早期健全化

財政健全化計画の策定、外部監査の要求 等

財政の再生

財政再生計画の策定、計画について国の同意手続、地方債の制限、再生振替特例債 等

	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率 ・一般会計等の実質赤字の比率	都道府県：3.75% 市町村：財政規模に応じ 11.25～15%	都道府県：5% 市町村：20%
連結実質赤字比率 ・全ての会計の実質赤字の比率	都道府県：8.75% 市町村：財政規模に応じ 16.25～20%	都道府県：15%（※） 市町村：30%（※）
実質公債費比率 ・公債費及び公債費に準じた経費の 比重を示す比率	都道府県・市町村：25%	都道府県・市町村：35%
将来負担比率 ・地方債残高のほか一般会計等が将来 負担すべき実質的な負債を捉えた比率	都道府県・政令市：400% 市町村：350%	—
公営企業における 資金不足比率 ・公営企業ごとの資金不足の比率	20%	—

（※）連結実質赤字比率の財政再生基準については、3年間の経過的な基準（市町村は40%→40%→35%）を設ける。

(2) 地方公会計改革と情報開示の推進

ア. 地方公会計の改革の推進

地方公会計の整備については、「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」により財務書類の整備又は作成に必要な情報の開示に取り組むよう要請しているところですが、資産・債務改革の方向性と具体的な施策を平成21年度までに策定することや「地方公共団体財政健全化法」の施行を踏まえれば、平成21年度までにいずれの団体においても一定の資産評価を行った上で財務書類を整備することが重要となっています。

公会計の整備を通じて、地方公共団体の財政状況の透明性が一層向上することが期待されますが、住民等に分かりやすい内容で公表することが重要であり、総務省では、簡潔に全体を示す財務書類のひな形を示しています。

貸借対照表

● 貸借対照表は、年度末時点における資産・財産とその調達財減の状況を示したものです。

資産の部	金額	負債の部	金額
1. 公共資産	***	1. 固定負債	***
(1) 事業用資産	***	(1) 地方債	***
(2) インフラ資産	***	(2) 退職手当引当金	***
(3) 売却可能資産	***	(3) その他	***
2. 投資等	***	2. 流動負債	***
(1) 投資及び出資金	***	(1) 翌年度償還予定地方債	***
(2) 貸付金	***	(2) その他	***
(3) 基金等	***	負債合計	***
3. 流動資産	***	純資産の部	金額
(1) 資金	***	純資産合計	***
(2) 未収金	***		
資産合計	***	負債及び純資産合計	***

資金収支計算書

- 資金収支計算書は、資金収支の状況を、経常行政活動、公共投資、その他の行政活動区別に示したものです。

	金額
1. 経常的収支	***
2. 公共資産整備収支	***
3. 投資・財務的収支	***
当期収支	***
期首資金残高	***
期末資金残高	***
(基礎的財政収支)	
収入総額	***
支出総額	***
地方債発行額	***
地方債元利償還額	***
減債基金等増減	***
基礎的財政収支	***

行政コスト計算書

- 行政コスト計算書は、一年間の行政サービスに費やされた行政資源の額(コスト)を示したものです。

	金額
経常費用	***
1. 人にかかるコスト	***
(1) 人件費	***
(2) 退職給与引当金繰入	***
等	
2. 物にかかるコスト	***
(1) 物件費	***
(2) 減価償却費	***
(3) 維持補修費	***
等	
3. 移転支出的なコスト	***
(1) 他会計への支出	***
(2) 社会保障給付	***
等	
4. その他のコスト	***
(1) 公債費(利払)	***
等	
経常収益	***
使用料・手数料等	***
純経常行政コスト(経常費用－経常収益)	***

純資産変動計算書

●純資産変動計算書は、資産負債の差額である純資産の一年間の変動内容を示したものです。

	金額
期首純資産残高	***
純経常行政コスト	△***
財源調達	***
地方税	***
地方交付税	***
経常補助金	***
建設補助金	***
その他	***
資産評価替・無償受入	***
その他	***
期末純資産残高	***

なお、「基準モデル」「総務省方式改訂モデル」のどちらで作成したものを明記の上、公表すること。

財務書類の整備状況については、平成20年3月末現在の調査の結果、都道府県及び指定都市にあっては全団体が「作成済」であり、指定都市を除く市区町村にあっては1,799団体中1,047団体(58.2%)が「作成済」、232団体(12.9%)が「作成中」、520団体(28.9%)が「未作成」となっています。

地方公共団体の財務書類の整備状況

平成18年度決算に係る財務書類の整備状況

(「未作成」の団体については今後の作成予定モデルを計上)

(単位:団体,%)

	都道府県		市区町村		指定都市		指定都市を除く市区町村	
	数	(%)	数	(%)	数	(%)	数	(%)
作成済	47	(100.0%)	1,064	(58.6%)	17	(100.0%)	1,047	(58.2%)
基準モデル	0	(-)	2	(0.2%)	0	(-)	2	(0.2%)
総務省方式改訂モデル	0	(-)	45	(4.2%)	2	(11.8%)	43	(4.1%)
総務省方式	44	(93.6%)	995	(93.5%)	15	(88.2%)	980	(93.6%)
その他	3	(6.4%)	22	(2.1%)	0	(-)	22	(2.1%)
作成中	0	(-)	232	(12.8%)	0	(-)	232	(12.9%)
基準モデル	0	(-)	3	(1.3%)	0	(-)	3	(1.3%)
総務省方式改訂モデル	0	(-)	143	(61.6%)	0	(-)	143	(61.6%)
総務省方式	0	(-)	83	(35.8%)	0	(-)	83	(35.8%)
その他	0	(-)	3	(1.3%)	0	(-)	3	(1.3%)
未作成	0	(-)	520	(28.6%)	0	(-)	520	(28.9%)
基準モデル	0	(-)	82	(15.8%)	0	(-)	82	(15.8%)
総務省方式改訂モデル	0	(-)	393	(75.6%)	0	(-)	393	(75.6%)
その他	0	(-)	45	(8.7%)	0	(-)	45	(8.7%)

※ 調査時点の市区町村数:平成20年3月31日現在1,816団体

Ⅰ. 情報開示の推進

地方財政の状況が厳しさを増す中で、説明責任を果たすためのさまざまな取組が行われています。総務省では、各地方公共団体が住民等の理解と協力を得ながら財政の健全化を推進していくため、他団体と比較可能な帳票をもって住民等に分かりやすく情報を開示することを目的として「歳出比較分析表」や「財政比較分析表」等を作成し、ホームページ上で公表しています。

平成18年度決算より、類似団体間で歳出状況の比較分析を行うための「歳出比較分析表」を作成し公表することで、効果的な歳出削減に活用されていくことが期待されます。

ホームページアドレス <http://www.soumu.go.jp/iken/saishutsuhyo/index.html>

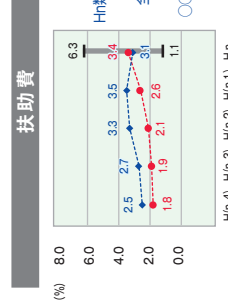
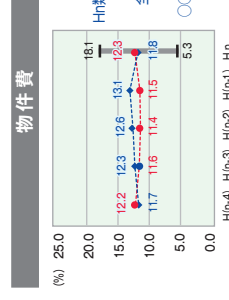
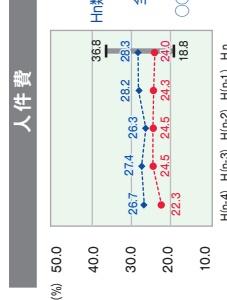
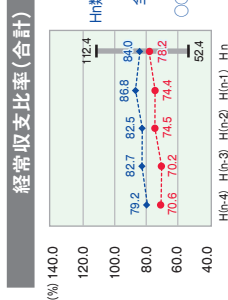
歳出比較分析表の例

(1/3ページ)

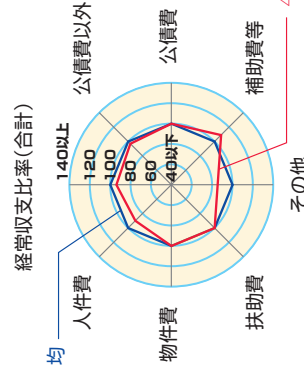
〇〇県△△市

歳出比較分析表 (平成 n 年度普通会計決算)

経常収支比率の分析



当該団体	278,031	人	H(n+1)	3.31	順位
人口	182,002	世帯			
歳入	82,427,164	千円			
歳出	69,216,595	千円			
実質収支	1,319,797	千円			



※1 本レポートチャートは、当該団体と類似団体平均値より算出した偏差値をもとにチャート化したものである。(偏差値は平均を100としている)
 ※2 当該団体の八角形が平均値の八角形より内側にあるほど、歳出抑制率により財政構造に弾力性があることを示している。
 ※3 類似団体とは、人口および従業員数等により全国の市町村を350のグループに分類した結果、当該団体と同じグループに属する団体を含む。

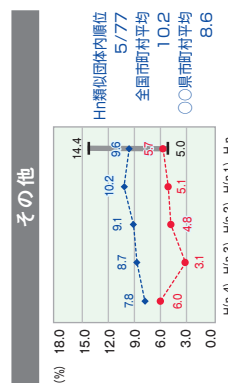
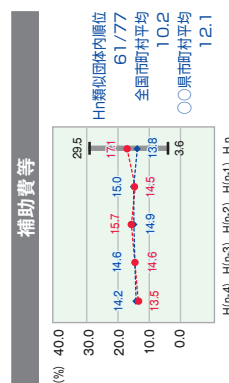
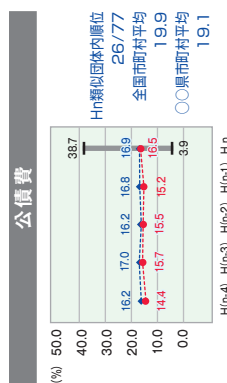
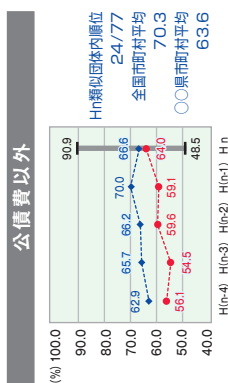
分析欄

人件費：
 類似団体平均と比較すると、人件費に係る経常収支比率は低くなっているが、要因としてゴミ処理業務や消防業務の一部事務組合で行っていることがある。なお、△△市市政財政健全化計画に基づき、業務の民間委託化を推進していることにより、人件費は減少傾向にあり、今後も人件費抑制に努める。

物件費：
 物件費に係る経常収支比率が高くなっているのは、業務の民間委託化により、職員人件費等から委託料(物件費)へのシフトが起きているためである。具体的には公園や公営住宅、公民館、スポーツ施設などの管理についてであり、現在も順次民間委託化を進めているところである。

扶助費：
 扶助費に係る経常収支比率が類似団体平均を上回り、かつ上昇傾向にある要因として、生活保護費の額が急激に膨らんでいることが挙げられる。資格審査等の適正化や各種手当への特別加算等の見直しを進めていくことで、財政を圧迫する上昇傾向に歯止めをかけるよう努める。

補助費等：
 補助費等に係る経常収支比率が類似団体平均を上回っているのは、市の出身する法人等各種の団体の補助金が多額になっているためである。今後は、補助金を交付するのが適当な事業を行っているのかなどについて明確な基準を設けて、不適当な補助金は見直しや廃止を行う方針である。



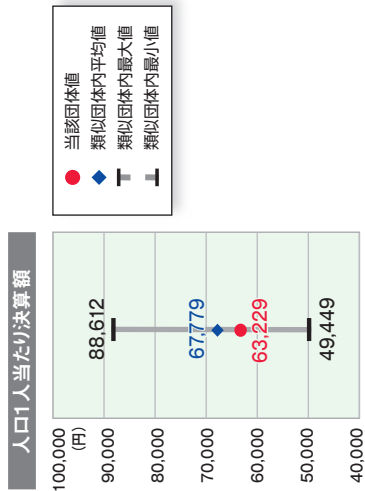
歳出比較分析表の例

(2/3ページ)

歳出比較分析表 (平成 n 年度普通会計決算)

〇〇県△△市

人件費及び人件費に準ずる費用の分析

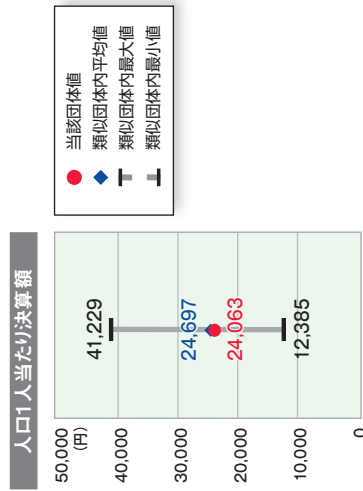


人件費及び人件費に準ずる費用

当該団体の決算額 (千円)	人口1人当たり決算額	
	当該団体 (円)	類似団体平均 (円)
人件費	60,903	65,196 ▲ 6.6
賃金(物件費)	2,379	2,655 ▲ 10.4
一部事務組合負担金(補助費等)	2,635	2,186 ▲ 20.5
公営企業(法通)等に対する繰出し(補助費等)	554	1,136 ▲ 51.2
公営企業(法通)等に対する繰出し(投資及び出資金・貸付金)	—	21 —
公営企業(法非通)等に対する繰出し(繰出金)	471,442	2,099 ▲ 21.2
事業費支弁に係る職員の人件費(投資的経費)	495,519	1,368 ▲ 39.3
▲退職金	▲ 6,802	▲ 6,881 ▲ 1.1
合計	63,229	67,779 ▲ 6.7

当該団体	類似団体平均	対比(差引)
人口1,000人当たり職員数(人)	6.36	▲ 0.22
ラスハイレース指数	99.7	▲ 0.1

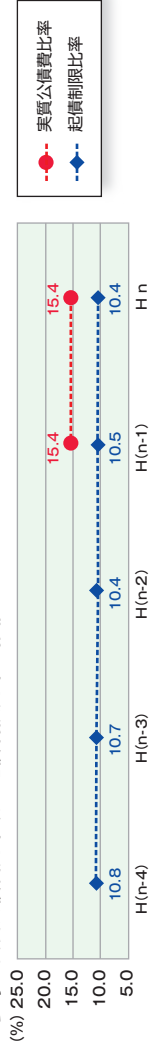
公債費及び公債費に準ずる費用の分析



公債費及び公債費に準ずる費用(実質公債費比率の構成要素)

当該団体の決算額 (千円)	人口1人当たり決算額	
	当該団体 (円)	類似団体平均 (円)
公債費(※)	32,400	34,572 ▲ 6.3
▲繰上償還額及び油断一括償還地方債の元金に係る分を除く)	—	—
満期一括償還地方債の一年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)等	65	40 ▲ 62.5
公営企業債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	13,666	13,018 ▲ 5.0
一部事務組合等の起した地方債に充てたと認められる補助金又は負担金に充当する一般財源等額	1,717	1,178 ▲ 45.8
債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるものに充当する一般財源等額	1,866	1,877 ▲ 0.6
一時借入金(※)	7	6 ▲ 16.7
(同一団体に係る会計間の現金運用に係る利子は除く)	—	—
▲地方債に係る元利償還金及び地方債償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額	▲ 7,133,100	▲ 25,995 ▲ 1.3
合計	24,063	24,697 ▲ 2.6

※参考 実質公債費比率及び起債制限比率の推移



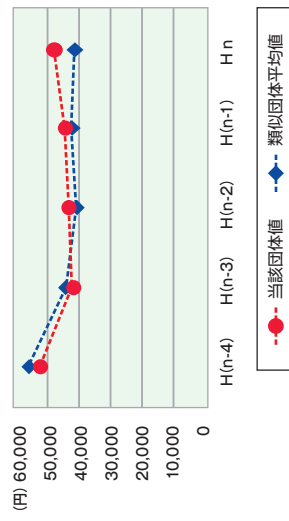
〇〇県△△市

歳出比較分析表 (平成 n 年度普通会計決算)

普通建設事業費

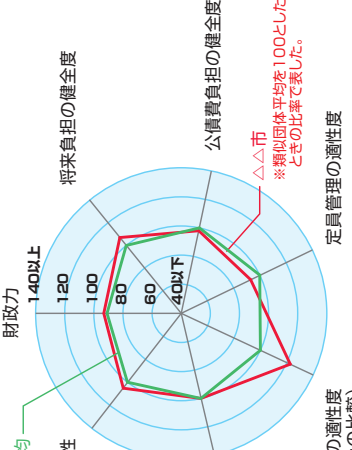
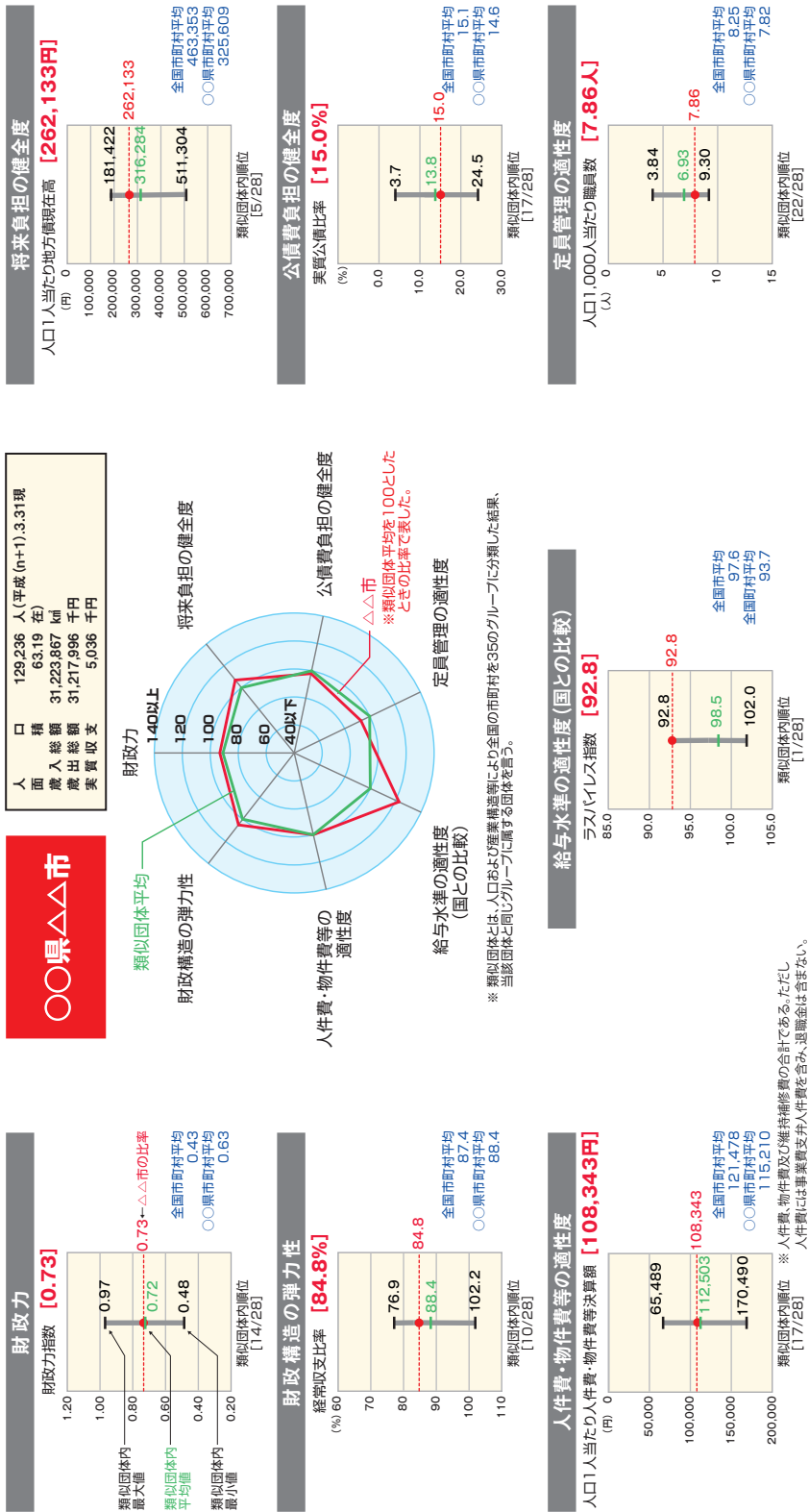
普通建設事業費の分析

人口1人当たり決算額の推移



当該団体決算額 (千円)	人口1人当たり決算額			
	当該団体(円)	増減率(%) (A)	類似団体平均(円)	増減率(%) (B)
H(n-4) うち単独分	13,567,090 52,493	▲ 8.5	56,182	▲ 7.0
H(n-3) うち単独分	9,347,039 42,296	▲ 2.4	36,180	▲ 6.8
H(n-2) うち単独分	10,814,997 7,404,305	▲ 19.4	44,112	▲ 21.5
H(n-1) うち単独分	11,273,984 7,715,033	▲ 20.1	29,464	▲ 18.6
Hn うち単独分	11,780,495 7,121,287	2.3	40,917	▲ 7.2
	11,780,495 29,438	2.2	28,397	▲ 3.6
	11,780,495 44,579	3.0	42,513	▲ 3.9
	11,780,495 27,089	▲ 8.0	28,218	▲ 0.6
	13,060,036 8,332,576	7.7	41,476	▲ 2.4
	12,095,320 7,984,048	12.0	27,327	▲ 3.2
過去5年間平均	46,133	▲ 3.0	45,040	▲ 6.8
うち単独分	30,340	▲ 3.3	29,917	▲ 6.6
				(A) - (B)

市町村財政比較分析表 (平成 n 年度普通会計決算)



分析欄

経常収支比率：類似団体平均を下回っているが、福祉関係経費の増加により比率は年々悪化している。人件費の前減など行財政改革への取組を通じて義務的経費の削減に努め、現在の水準を維持する。

実質公債費比率：類似団体平均を上回っているが、今後5年間で類似団体の水準まで低下させる。大規模な事業を抑制し、適切な地方債管理を行うことにより、今後5年間で職員数を5% (50人)削減する。

ラスバイス指数：職員の給与カット(管理職員5%、一般職員3%)の実施により、類似団体の中では最低水準にある。今後は各種手当の給付後を行うなど、より一層の給与適正化に努める。

人口1,000人当たり職員数：人口急増期の大量採用により、類似団体平均を上回っている。定員適正化計画に基づく定年退職者の不補充や民間委託の推進により、今後5年間で職員数を5% (50人)削減する。

総合的な財政情報について一覧性をもった開示が求められている中で、普通会計に加え企業会計などの特別会計の状況や第三セクター等の経営状況及び財政援助の状況も含め、各地方公共団体の総合的な財政状況を開示する方途の一つとして「財政状況等一覧表」を作成し、ホームページ上で公表しています。
ホームページアドレス http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei_ichiran.html

財政状況等一覧表の例

財政状況等一覧表(平成n年度)

団体名	標準財政規模		臨時財政対策債発行可能額		合計	
	(A)	(B)	(A)	(B)	(A)+(B)	(A)+(B)
〇〇県	554,057	34,288	554,057	34,288	588,345	588,345

1. 一般会計及び特別会計の財政状況(主として普通会計に係るもの)

	歳入	歳出	形式収支	実質収支	地方債現在高	他会計からの繰入金	備考
一般会計	1,340,867	1,320,292	20,575	1,461	2,435,272	3,253	
県債管理特別会計	22,705	22,705	0	0	-	18,505	
災害救助事業特別会計	4,987	4,986	1	1	5,439	3,788	
母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	452	136	316	316	870	1	
中小企業支援資金貸付事業特別会計	9,425	7,853	1,572	1,560	12,098	226	
農業改良資金貸付事業特別会計	1,197	98	1,099	1,099	406	22	
林業振興資金貸付事業特別会計	848	551	297	297	160	1	
沿岸漁業改善資金事業特別会計	167	30	137	137	-	1	
県有林事業特別会計	167	163	4	4	1,695	104	
都市開発資金事業特別会計	1,320	1,320	0	0	-	3	
普通会計(各会計合計)	1,251,970	1,227,495	24,475	3,835	2,451,403	217	

(注)普通会計は、各会計間の重複部分の調整等を行っているため、一般会計と各特別会計の合計と一致しない。

2.1 以外の特別会計の財政状況(公営企業を含む公営事業会計に係るもの)

	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	(法適用以外) 形式収支	純損益 (実質収支)	企業債(地方債) 現在高	他会計からの 繰入金	(法適用企業) 経常収支比率	(法適用企業) 不良債務	(法適用企業) 累積欠損金	備考
病院事業	19,963	21,093	-	△1,130	28,094	4,455	93.6	0	25,707	法適用企業
工業用水道事業	2,422	2,416	-	6	9,400	41	100.5	0	0	法適用企業
宅地造成事業(臨海土地造成)	10,917	15,194	-	△4,277	25,720	0	71.6	0	4,424	法適用企業
宅地造成事業(その他造成)	4,169	5,249	-	△1,080	20,721	24	80.2	0	9,366	法適用企業
水道用水供給事業	11,026	9,097	-	1,929	52,298	206	121.5	0	0	法適用企業
港湾整備事業	(歳入)19,772	(歳出)19,144	(形式収支)627	(実質収支)604	117,639	363	-	-	-	法非適用企業
下水道事業(流域下水道事業)	(歳入)8,741	(歳出)8,741	(形式収支)1	(実質収支)0	30,345	2,769	-	-	-	法非適用企業
下水道事業(特定環境保全公共下水道事業)	(歳入)245	(歳出)245	(形式収支)0	(実質収支)0	1,201	65	-	-	-	法非適用企業

(注)1. 法適用企業とは、地方公営企業法を適用している公営企業である。
2. 法適用企業に係るもの以外のものについては、「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「実質収支」を表示している。
3. 不良債務及び累積欠損金は、正数で表示している。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

	歳入 (総収益)	歳出 (総費用)	(法適用以外) 形式収支	実質収支 (純損益)	地方債(企業債) 現在高	当該団体の 負担金割合	(法適用企業) 経常収支比率	(法適用企業) 不良債務	(法適用企業) 累積欠損金	備考
〇〇地域水道用水供給企業団	951	807	144	-	2,955	13.4	113.9	-	350	
〇〇臨海水道企業団	196	246	△50	-	524	90.0	106.5	-	542	

4. 第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

	経常損益	資本又は 正味財産	当該団体からの 出資金	当該団体からの 補助金	当該団体からの 貸付金	当該団体からの 債務保証に係る 債務残高	当該団体からの 損失補償に係る 債務残高	備考
〇〇文化振興財団	63	2,281	2,010	28	-	-	-	
〇〇産業創造機構	74	4,694	259	1,070	3,556	-	2,986	
〇〇建設技術センター	55	1,961	3	-	-	-	-	
〇〇埋蔵文化財調査事業団	△1	32	30	-	-	-	-	
〇〇森林整備担い手財団	△2	2,006	1,950	-	-	-	-	
〇〇水産振興基金	39	2,345	2,175	-	-	-	-	
〇〇農林公社	△27	388	313	634	12,881	-	17,126	
〇〇女性財団	1	120	99	37	-	-	-	
〇〇体育協会	△25	770	15	30	-	-	-	

(注)損益計算書を作成していない民法法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を記入している。

5. 財政指数

財政指数	実質収支比率	実質公債費比率	経常収支比率
0.46365	1.1	14.4	93.6

(注)実質公債費比率は、平成(n+1)年度の起債協議等手続きにおいて用いる平成(n-2)年度から平成n年度の3カ年平均である。

目で見える日本の地方財政

地方財政の状況

平成20年版 地方財政白書ビジュアル版

総務省自治財政局財務調査課

〒100-8926 東京都千代田区霞が関二丁目1番2号

電話 03-5253-5111(内線5649)

ホームページアドレス <http://www.soumu.go.jp>